

平成 23 年度
特許庁
受託事業

職務創造発明者、考案者への奨励、報酬紛争 をめぐる法律問題の研究調査レポート

JETRO

2013 年 12 月

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所 知識産権部

目 次

第一部分 全体報告

全体報告	1
------------	---

第二部分 職務発明の奨励金、報酬についての法律問題のまとめ

職務発明（技術成果）の認定問題	4
◇ 職務発明（技術成果）の認定問題	4
◇ 報酬請求権の主体の認定	4
◇ 報酬の相続権	4
◇ 会社が分立した後、報酬を支払う主体の変更	5
◇ どのように職務発明の“実質的な特徴に対する創造的な貢献”の認定を確定するか..	5
◇ 『特許法』改正が同第十六条の主体の認定に対して与える影響（2000年『特許法』改正）	5
◇ 特許の証明書に記載された発明者は法院が発明者を確認する唯一の根拠であるか	6
◇ 案件に関する特許の発明者が複数で、その中の一部の者が法院に職務発明の奨励報酬の権利 を主張することができるかどうか.....	6
案件に関する特許の実施	6
◇ 発明、実用新案を実施するかどうかの判断	6
◇ 案件に関する意匠特許の実施の認定	7
◇ ウェブサイト上での宣伝、製品宣伝用図録は特許実施行為であるか	7
奨励と報酬の認定	7
◇ 奨励と報酬の関係	7
◇ 非国有企業及び機関は「特許法実施細則」の規定に基づいて原告に報酬を支払うべきか	8
◇ 企業が財務費用と管理費用を関連特許製品の販売利益に分担する行為はどのように認定す るか？	8
◇ 奨励報酬の確定：被告が独自に制定した「奨励実施弁法」に沿って原告に支払った奨励金と給 与の性質は？	8
◇ 企業の内部通知、文書の法的効力	9
◇ 職務発明創造の発明者または考案者の奨励と報酬の範囲	9
◇ 奨励と報酬の確定	9
◇ 販売利益が確定できない場合の奨励と報酬額の計算	9
◇ 事件に係わる特許考案者への奨励と報酬の計算	9
◇ 特許技術が特許製品に占める比率を考慮すべきかに関する問題	11
◇ 発明者、考案者の職務設計の過程における貢献度を考慮すべきかに関する問題 ...	11
◇ 予測される利益に対する分配を企業に要求できるか	11
◇ 特許失効後に奨励と報酬を要求できるか	12
◇ 関連特許の放棄は、原告の奨励と報酬に影響するか	12
◇ 法院が奨励と報酬の比率の引き上げを認める際の考慮要素	12

◇ 関連特許の利益率の確定が難しい場合、奨励と報酬はどのように確定するか	12
証拠、時効についての問題	13
◇ 証拠についての問題	13
◇ 雇い主は報酬を支払い済みであると主張した場合、どちらが挙証責任を負うのか	13
◇ 時効問題	14
◇ 事案が複数の特許に関連する場合、一つの事案として処理することができるか ...	14
◇ 従業員が企業のために証言する際の説明力の問題	14
◇ 訴訟費用の負担が合理的であるかについての問題	14
◇ 挙証期限を過ぎているか否かの認定	14
◇ 訴訟失効の損害賠償額	15
◇ 訴訟失効の損害賠償額『民法通則』第八十八条第二項第（二）号中の「猶予期間」の適用	15
その他の問題	15
◇ 発明者、考案者は事案に関する特許権の放棄、終了、無効をめぐる紛争の際に、企業に対し 共同で特許権を保護する旨を通知するよう要求したが、このような主張は成立しうるか	15
◇ 違約側が職務技術及び技術サービス奨励金を倍にして返還するという取決めの効力について	15
◇ 協定の解除：不可抗力要素の判断	16

第三部分 判例の要旨

一、汪和睦が大連高新生物製薬有限公司等を訴えた科学技術成果の転化についての奨励金をめぐる紛争事案	19
(一) 事案の概要	19
(二) 法律問題	19
(三) 裁判官の意見	19
二、謝文南が被告・明達ガラス（アモイ） 有限公司に対し職務発明報酬の支払いを要求した紛争事案	20
(一) 事案の概要	20
(二) 法律問題	20
(三) 裁判官の意見	20
三、嚴世鑫と被告・馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司の、職務発明創造の発明者、考案者への報酬、奨励に関する紛争事案	21
(一) 事案の概要	21
(二) 法律問題	21
(三) 裁判官の意見	21
四、虞計明が浙江威奇電気有限公司を訴えた、職務発明の考案者への奨励をめぐる紛争事案 22	
(一) 事案の概要	22
(二) 法律問題	22
(三) 裁判官の意見	22
五、上海瑞奇電気設備有限公司が譚某を訴えた職務技術成果完成者への奨励金をめぐる紛争事案	22
(一) 事案の概要	23

(二) 法律問題.....	23
(三) 裁判官の意見.....	23
六、範蔭恒が遼寧師範大学を訴えた職務発明創造の発明者への奨励金をめぐる紛争事案	24
(一) 事案の概要.....	24
(二) 法律問題.....	24
(三) 裁判官の意見.....	24
七、王文輝が北京北摩高科摩擦材料有限責任公司他を訴えた発明特許の報酬をめぐる紛争事案	25
(一) 事案の概要.....	25
(二) 法律問題.....	25
(三) 裁判官の意見.....	25
八、徐吉浣等が上海同濟三星燃氣公司を訴えた特許報酬紛争事案二件	26
(一) 事案の概要.....	26
(二) 法律問題.....	26
(三) 裁判官の意見.....	26
九、苟卉が被告・北京路翔技術發展有限責任公司、広州路翔股フェン有限公司を訴えた職務発明創造者・考案者への奨励・報酬金をめぐる紛争事案	26
(一) 事案の概要.....	27
(二) 法律問題.....	27
(三) 裁判官の意見.....	27
十、陳書文が石炭グループの華興鋁業有限公司、河南省華興鋁業有限責任公司を起訴した、懸賞広告及び職務発明創造発明者、考案者の奨励・報酬をめぐる紛争案件	27
(一) 事案の概要.....	27
(二) 法律問題.....	27
(三) 裁判官の意見.....	28
十一、上訴人・翟作仁と被上訴人・瀋陽市紡績科学研究院（以下、「紡績研究院」という）間の科学技術成果の奨励・報酬金をめぐる紛争事案	28
(一) 事案の概要.....	28
(二) 法律問題.....	28
(三) 裁判官の意見.....	29
十二、陳所安と襄樊市乾泰燐化有限公司の職務技術成果完成者への奨励・報酬紛争事件	29
(一) 事案の概要.....	30
(二) 法律問題.....	30
(三) 裁判官の意見.....	30
十三、東莞威霸清潔機材有限公司と被控訴人朱瑞震職務発明人、考案者報酬紛争案	30
(一) 事案の概要.....	30
(二) 法律問題.....	30
(三) 裁判官の意見.....	31
十四、劉法新と済源市農業科学研究所の技術成果完成者に対する奨励金をめぐる紛争事案	33
(一) 事案の概要.....	33
(二) 法律問題.....	33
十五、四川大学と被控訴人王成俊の職務発明奨励金をめぐる紛争事案	34
(一) 事案の概要.....	34
(二) 法律問題.....	34

(三) 裁判官の意見.....	34
十六、山東淄博新華肯孚製菓有限公司と被控訴人方長明職務発明の発明者報酬紛争事件 (2005) 魯民三終字第26号.....	35
(一) 事案の概要.....	36
(二) 法律問題.....	36
(三) 裁判官の意見.....	36
十七、重慶長江塗装機械工場と被控訴人石孝冰、陳璐、陳磊職務発明報酬紛争事件.....	37
(一) 事案の概要.....	37
(二) 法律問題.....	37
(三) 裁判官の意見.....	37
十八、中国嘉陵工業股フエン公司（集団）と控訴人・唐開平、原審における第三者・劉建国の職務発明創造の考案者に対する報酬をめぐる紛争事案.....	39
(一) 事案の概要.....	39
(二) 法律問題.....	39
(三) 裁判官の意見.....	39
十九、翁立克と控訴人・上海浦東伊維燃油噴射有限公司の職務発明考案者に対する報酬金をめぐる紛争事案.....	41
(一) 事案の概要.....	41
(二) 法律問題.....	41
(三) 裁判官の意見.....	41
二十、肖世普と煙台華魯熱電有限公司職務発明考案者の奨励、報酬金をめぐる紛争事案.....	42
(一) 事案の概要.....	42
(二) 法律問題.....	42
(三) 裁判官の意見.....	42
二十一、上訴人・陳兆星と被上訴人・常州市卓雲精細化工有限公司、常州市孟河鎮廟辺村民委员会の科学技術成果に対する奨励金をめぐる紛争事案.....	43
(一) 事案の概要.....	43
(二) 法律問題.....	43
(三) 裁判官の意見.....	43
二十二、上訴人・薛利民と武漢一枝花股フエン公司との職務発明、設計についての奨励・報酬をめぐる紛争案件.....	45
(一) 事案の概要.....	45
(二) 法律問題.....	45
二十三、王守傑と臨邑東君植物油有限公司（以下東君公司という）、杜風山、北京中棉紫光生物科技有限公司（以下、中棉公司という）の科学技術成果の権利をめぐる紛争事案.....	46
(一) 事案の概要.....	47
(二) 法律問題.....	47
(三) 裁判官の意見.....	47
二十四、羅楊鏡が広東鶴山市秦偉園林陶磁器有限公司を訴えた、職務発明発明者、考案者の奨励金・報酬に関わる紛争事案.....	48
(一) 事案の概要.....	48
(二) 法律問題.....	48
(三) 裁判官の意見.....	48

第一部分 全体報告

最高人民法院法院の専利法裁判官の支持と協力のもと、課題チームは四ヶ月に渡り、全国の法院において職務発明に関わる判決書120件あまりを収集し、その中からさらに調査研究の主旨に最も合う24件の権威ある文書を選抜した。課題チームは要求に基づき¹、まずこれらの判例の要旨を1件ずつ事例としてまとめ、事案の争点を抽出し、裁判官の意見²を列挙した。さらに、これらの判例が解決した法律問題について分析し、その分類とまとめ³を行った。

選び出した24篇の判例は13の省市、19ヶ所の法院のもので、そのうち一審の判例が10件で、二審の判例が12件、最高人民法院の再審判例が2件で、中国の経済発達地域、例えば北京、上海、広東、浙江、江蘇、山東、遼寧、重慶市等を網羅している。このことは企業と従業員の間で職務発明の奨励報酬紛争が広範性と普遍性を有していることを示しており、十分に注意すべき点である。特に技術をコアとする企業は事前に準備を進めておき、企業規程制度、労働契約、開発協定、成果の共有等の書面協定において、企業と従業員の間で発明や技術成果の共有等の内容について、よりクリアな画定をおこなわなければならない。

24件の判決書中、指定下級法院で再審中につき判決結果が不明な1件の最高人民法院再審案件を除くと、従業員側の勝訴率は65%、企業側の勝訴率は35%と、従業員側の勝訴率は企業のほぼ2倍である。従業員側が勝訴した15件の判例について詳しく分析を行ったところ、企業から職務創造発明者、考案者への奨励及び報酬の支払い方式には二種類あることを発見した。一つは裁判官が判決中に直接奨励や報酬の具体的金額を明確にし、企業に対し発明者と考案者に一定額の奨励と報酬を与えるよう命じる方式である。もう一方は、裁判官がまず企業の係争の特許または技術がもたらす収益または未来の収益を確定し、そのあと企業に対し、収益の何%かを従業員に支払うよう命じる方式である。24件の判決書の統計・分析によると、従業員側の最高請求金額は232万元⁴、法院が判決で企業に命じた従業員への最高支払額は50万元⁵であり、また従業員側が要求した利益に対する賠償請求額の割合で最も高かったのは50%⁶、裁判官が支持した最高率は30%⁷、判決で支持された奨励と報酬の具体的金額の平均値は7.5万元、平均して利益の16%となっている。

法律問題について言うと、裁判官はまず職務発明（科学技術成果）の認定、すなわち従業員がどのような条件を満たした場合に奨励と報酬を要求することができるのか、という点について明確な意見を提出した。その条件とは、一、企業と従業員の間で明確な労働契約関係が存在すること、二、企業がすでに当該特許の譲渡または生産への応用を通じて経

¹ 日本貿易振興機構職務発明調査研究チームは2011年10月14日の会議で、調査研究報告を3つの部分に分けることにした。第一部が全体報告（1-2頁）、第二部が法律問題についての分類とまとめ、第三部が判例の要旨（一つの判例を一頁にまとめる）。

² 報告の第三部に該当

³ 報告の第二部に該当

⁴ 判例3

⁵ 判例15

⁶ 判例4

⁷ 判例19

済的利益を得ていること、三、当該従業員が特許に対して実質的な貢献をしていることである。

訴訟の証拠については、企業はより優位な地位にあると考えられており、そのため従業員側よりも多くの挙証責任を追う必要がある。裁判官は判決中において、奨励と報酬がすでに支払われているか否かの証明責任は企業側が負わなければならない、係争の特許がもたらす実際の利益額もまたは企業側が証明をしなければならず、この証明責任を負わない場合、裁判官は推定によって企業にとって不利な認定を下す権利を有する、という見解を示している。また訴訟の時効について、法院は、特許の保護期間及び満了後二年以内であれば、企業に対し奨励または報酬を要求できるとしている。さらに、特許保護期間の満了後二年以内に従業員が企業に対しボーナスまたは報酬を要求した場合は、時効の中断が適用され、期限を延長することができる。

これらの判決の分析に基づき、企業は発明や技術成果の共有等について従業員と紛争を起ささないよう尽力するべきであり、また下記の五点に注意するべきである。一、企業の規程制度中に正しくかつ明確に、職務発明創造に対する奨励や報酬に関する規定及び標準と組み込むこと。二、従業員と研究開発協定を締結し、さらに関連従業員のプロジェクトにおける実際の役割を明記し、従業員が特許や技術の完成のために果たした貢献度の大きさを表示する。三、企業の所在地の省市の法規が規定するロイヤリティの比率を遵守し、適切な報酬の比率を取り決め、さらに利益所得や投入コストに関わる証拠を保全すること。四、研究開発員との間に労働契約関係がない場合、双方の取決めに基づいて報酬を支払わなければならない。五、従業員側から訴訟を提起された場合、中国法律中の訴訟時効についての規定に基づき、すでに訴訟時効を過ぎている請求については、支払いを拒否することができる。

発明や技術は企業に巨大な経済的利益をもたらす。技術型企業がより強固に足場を固めるには、発明イノベーションを推進すると同時に従業員の職務発明創造に対する奨励や報酬の問題を適切に処理し、従業員のイノベーションに対する積極性を引き出し、企業の合法的利益を保護しなくてはならない。

第二部分

職務発明の奨励金、報酬についての 法律問題のまとめ

職務発明（技術成果）の認定問題

◇ 職務発明（技術成果）の認定問題⁸

奨励を得るには下記の条件を満たさねばならない：一、職務技術成果が存在する。二、技術成果を完成させた部門がすでにその成果を譲渡または転化している。三、奨励を得るのはその当該職務技術成果を完成させた本人でなければならない。このうち、第一と第二の条件は第三の条件の前提である。

職務の技術成果は下記の条件を満たさねばならない：一、技術成果の完成者が技術成果の権利者である在職従業員であること、すなわち技術成果の完成者と技術成果の権利者の間に正式のあるいは臨時の労働契約関係が存在する。二、技術成果は当該組織（つまり技術成果の権利者）の科学研究と技術開発の課題を担当するか、あるいは当該部署の職責を履行した際に完成させたものであること。このうち、第一条件は第二条件の前提である。

◇ 報酬請求権の主体の認定⁹

案件に関する特許は職務発明創造に属するか及び職員が自ら開発設計したものであるかについて、職員は挙証責任を負い、案件にかかる意匠が本人よって創作、完成されたものであることを証明する証拠を提出しなければならない。

職員は発明者または考案者が特許書類に署名しないことをもってただちにその者を発明創造の発明者または考案者ではないと認識するのは不当であり、特許書類中にその者の署名がないからこそ、その者が挙証によりその者が当該特許の考案者であることを証明する必要があると主張している。

法院は**科学技術成果鑑定証明書の記載**あるいは**案件に関する特許の証明書の記載**を根拠として報酬請求権の主体を認定できる。

単に資金や設備の提供、成果の研究への協力のみを行った協力組織は、成果の権利者とみなすべきではない。『会議メンバーの名簿』、『科学技術研究成果の報告表』、『科学技術成果の主要完成者の登記表』と『科学技術成果を完成する人員の登記表』等の関係資料の内容によって技術成果の研究開発に参加したか否か、技術成果の完成者であるか否かを判断することができる。

◇ 報酬の相続権¹⁰

職務発明の奨励報酬は法に基づいて享受するところの財産権であり、『相続法』の関連規定によると、陳前の合法的な相続人によって承継されるべきである。

◇ 会社が分立した後、報酬を支払う主体の変更¹¹

⁸判例 1

⁹判例 21

¹⁰判例 17

¹¹判例 3

会社が分立した後、特許報酬の請求権、当該特許に関する義務を負う主体は特許の考案者に対し特許報酬を支払う義務を負わなければならない。

◇ どのように職務発明の“実質的な特徴に対する創造的な貢献”の認定を確定するか¹²

「中華人民共和国特許法実施細則」第12条は「特許法にいう発明者又は考案者とは、発明創造の実質的な特徴について創造的な貢献をしたものを指す。発明創造を完成させる過程において、業務の準備を担当しただけの者、物質・技術条件の利用のために便宜を提供したり、その他補助的な業務に従事しただけの者は、発明者、考案者ではない」と規定している。

「実質的な特徴に対する創造的な貢献をする」についての判断
同規定に基づき、王守傑が従事する「項目協調」業務は、発明創造の実質的な特点に対し創造的な貢献をする業務には属さない。また王守傑が従事する「品質分析」業務もまた、案件に関わる三つの実用新案特許出願技術と関係を有さないはずである。なぜなら実用新案特許技術の開発は一般的に王守傑が主張する化学分析や研究を必要としないからである。よって同氏を案件に関する実用新案特許出願技術の発明者と認定することはできない。王守傑が従事する「品質分析」業務は案件に関わる工程すなわち発明特許出願技術の実質的な特徴に対し創造的な貢献をしたか否か、すなわち王守傑は案件に関する工程の発明者であるか否かについては、法院が研究開発過程や内容のさらなる究明を進めるとともに、案件に関する工程の研究開発に関連の化学分析や研究を行う必要があったのか否かを踏まえて決定する。

◇ 『特許法』改正が同第十六条の主体の認定に対して与える影響(2000年『特許法』改正)¹³

案件に関する特許の有効期限は2006年12月までであり、同期限までに『特許法』の改正が行われた。1992年特許法中の「特許権の所有組織または保有組織」であれ、2000年の特許法中の「特許権を付与された組織」であれ、指し示しているのはいずれも被告である。特許を実施した後に発明者、考案者に与えるべき「奨励」を「報酬」に改正することにより、科学技術のイノベーションを奨励するという立法主旨を特に変化せず、同条文の改正は被告が履行すべき法定義務に影響しない。『特許法』第十六条の義務主体は特許権を付与されるすべての組織であり、被告のいう被告は三資企業であるのでこの条文の制約を受けないという弁論は、事実及び法的根拠を欠いており、成立しえない。

◇ 特許の証明書に記載された発明者は法院が発明者を確認する唯一の根拠であるか¹⁴

原告の他に14人が当該技術に対して実質的な貢献をしており、そのいずれもが同特許技術の発明者である。原告はこの特許出願業務を担当する時、職務上の便利な条件を利用

¹²判例 23

¹³判例 2

¹⁴判例 7

し、15人の特許発明者の記載のある1頁目の表を原告を唯一の発明者とする表にすり替えた。そのため、原告は案件に関する特許の15名の発明者のうちのひとりに過ぎず、唯一な発明者ではなかった。

◇ 案件に関する特許の発明者が複数で、その中の一部の者が法院に職務発明の奨励報酬の権利を主張することができるかどうか¹⁵

『最高人民法院の〈中華人民共和國民事訴訟法〉の適用に関する若干の問題についての意見』第五十六条の規定によると、共通の財産権が他人の侵害を受け、一部の共同権利者が起訴した場合、その他の共同権利者は共同訴訟人に加えなければならない。

案件に関する特許の実施

◇ 発明、実用新案を実施するかどうかの判断

法院は実用新型が実施されたか否かを実用新案の権利要求書（権利請求の範囲）や、説明書（明細書）の図、摘要（要約）、威霸公司の製品写真のみから判断することはできない、との考えを示している。実用新案特許権の保護範囲は権利要求書の内容を基準とし、説明書と写真は権利要求（クレーム）の解釈に用いることができる。しかし威霸公司の製品という実物の証拠がない場合、威霸会社の製品において案件に関わる実用新案特許が実施されているか否かについての比較や判断を行うことができない。よって、法院は、朱瑞震が案件に関する8件の実用新型がすでに威霸公司によって実施され、さらに生産、販売に使用されたことを示す証拠を挙げることができないので、挙証不可能による不利な結果の責任を負わなければならない、との判断をしめた。¹⁶

別の案件においては、被告である北京路翔公司是案件に関する特許を実施した製品の製造、販売を自ら行っていないが、案件の部外者である如意中心と協力してL J H 1 4 0切り取りアスファルト混練機の製造、販売行為を行っており、これは案件に関する特許の実施行為に属すとみなされるべきである。なぜなら、北京路翔公司がこの方法によって案件に関する特許を実施した理由は自分が機械設備を加工製造する能力を備えていないということであるからである。この方式によって案件に関する特許を実施することで案件に関する特許製品を自己生産するために工場建設に投資することを避けることができる。¹⁷

嘉陵公司是案件に関わる特許を実施したか否か：一審法院は、被告は直接に特許製品である高能イグニッションを製造、販売していないものの、高能イグニッションの組み立てを完成させ、かつこれをオートバイに取り付けていた。特許製品の市場価値は最終的にはオートバイの市場価値を通じて実現されるものである。この行為は特許製品の製造、販売に属し、明らかに特許実施行為である。また、嘉陵公司是案件に関する特許には技術欠陥

¹⁵判例6

¹⁶判例13

¹⁷判例9

が存在したので使用後まもなくこれを大きく改良したと弁解したが、これは嘉陵会社が単に特許の実施過程において、技術的な不備によって収益面で影響を受けたことを証明しているだけであり、嘉陵会社がすでに案件に関する特許の実施を終了していることを証明するものではない。¹⁸

◇ 案件に関する意匠特許の実施の認定¹⁹

意匠特許の保護範囲は図または写真中に示された当該意匠製品を基準とする。よって案件に関わる意匠特許を実施したか否かを判断する方法は企業の製品と図または写真中に示された意匠特許製品とを比較し、それに基づいて同一であるか、または類似しているかを判断する、という方法である。

本案は特許権侵害紛争ではなく、威霸会社が特許実施に対する認定である。よって、会社のウェブサイトの製品広告のピクチャーと外観設計特許のピクチャーを比較せずに、威霸会社が外観設計特許を実施したことを確認する認定は特許法の規定に違反しない。

◇ ウェブサイト上での宣伝、製品宣伝用図録は特許実施行為であるか²⁰

会社はウェブサイト上での宣伝、製品宣伝用図録は販売の意向を示しているだけであり、特許を実施して生産、販売に使用する行為そのものには当たらないと主張した。法院は企業が自ら運営する所で製品情報を発表する行為は販売行為の一環であると認識している。

奨励と報酬の認定

◇ 奨励と報酬の関係²¹

法律の規定から見て、職務発明者の貢献を奨励するための奨励は、奨金と報酬の二種類の方法で職務発明者に与えられ、職務発明者が奨金を獲得後、企業が当該特許を実施する場合は、別に比率に沿って職務発明者に報酬を支払うべきで、**奨金と報酬は抵触しない**。

企業の支払う**年度技術進歩奨**と**特許ロイヤリティ**は、真実の意義での合理的報酬であり、被告が特許法実施細則の規定に基づいて支払う奨金でもある。²²

¹⁸判例 18

¹⁹判例 13

²⁰判例 13

²¹判例 16

²²判例 17

◇ 非国有企業及び機関は「特許法実施細則」の規定に基づいて原告に報酬を支払うべきか²³

訴訟の特許の有効期間中に、「特許法実施細則」の改訂も実施された。

1993年と2001年の実施細則を比較すると、2001年の実施細則は実施する主体が国有企業及び機関であり、中国の他の企業団体はこれを参考に実施できることをさらに明確にした。さらに、実用新案特許考案者に支払うべき報酬の比率について、「得られる利益について納税後0.5%–2%から、得られる利益について納税後2%以上に引き上げた。」2部の実施細則の条文の字義から見て、この規定は**被告を含む中国の他の企業**が、考案者に奨金報酬を支払う場合に、「参考に」**実施**できるが、参考にして実施せず、関連する奨励方法を独自に制定する権利もある。

◇ 企業が財務費用と管理費用を関連特許製品の販売利益に分担する行為はどのように認定するか？²⁴

巨額の財務費用と管理費用を関連特許製品の利益に分担する方法自体は不適切ではないが、企業が当該関連特許製品を利用して販売利益を獲得しているかに留意しなければならない。企業が当該関連特許製品を使用していない場合、当該部分の製品の関連費用に分担してもこれがゼロになることはなく、引き続き別の製品に分担することになり、損失の総額には大きな変化は発生しない。このため、当該企業の財務費用と管理費用は製品の販売総額に沿って漠然と分担するなら、生産コスト、利益の余地に関わらず平均して分担する問題を引き起こすことになり、特許職務発明者の奨励に対しても不公平である。

◇ 奨励報酬の確定：被告が独自に制定した「奨励実施弁法」に沿って原告に支払った奨金と給与の性質は？²⁵

被告の制定した「奨励実施弁法」における「技術改造」とは、職務発明創造特許を含む施設、設備、技術等の面で行ったすべての改良と革新を指すとみなせるため、被告が独自に制定した「奨励実施弁法」に沿って原告に対し実施した奨励は、すでに「特許法」の規定する義務を履行したとみなすべきである。このほか、被告は原告が訴訟特許の設計によって得べき症例を評定する際、訴訟特許を実施した後に発生する経済効率を考慮し、実際に原告に支払うべき報酬にこれを含めている。それで、被告は原告に対しさらに報酬を支払う必要はなく、原告の訴訟請求は事実と法的根拠に乏しいとして、棄却されるべきである。

◇ 企業の内部通知、文書の法的効力²⁶

企業が内部通知を配布し、職務発明の奨励と報酬に対して規定する場合、当該文書の性質は懸賞広告に属する。懸賞広告は、広告者が広告の形式で懸賞広告の規定する特定の行為を完成するいかなる人に対しても、広告が公約する報酬を支払う意思を表示する行為である。このため、職員が当該懸賞広告の対象である限り、当該文書はこれに対して法的効力を有する。

²³判例 2

²⁴判例 22

²⁵判例 2

²⁶判例 10

◇ 職務発明創造の発明者または考案者の奨励と報酬の範囲²⁷

××市の財政予算割当金と国家、省の特許特別補助資金は、「中華人民共和国特許法実施細則」第六章の職務発明創造の発明者または考案者に対する奨励と報酬の規定範囲には属さない。

◇ 奨励と報酬の確定²⁸

「中華人民共和国特許法実施細則」第七十五条は、「特許権を付与された国有企業単位は特許権の存続期間内に、発明創造の特許を実施した後、毎年当該発明又は実用新案特許の実施により得られる利益について納税後2%以上を、又は当該意匠の実施により得られる利益について納税後0.2%以上を、報酬として発明者又は考案者に支払わなければならない。又は上述の比率を参考にして、発明者又は考案者に一回のみの報酬を支給することができる」との規定、及び第七十七条の「上述の奨励と報酬に関する規定は、中国の他の企業団体はこれを参照して実施することができる」との規定に基づき、法院は意匠特許の考案者に対する報酬を上述の規定の比率を参照して計算することになる。

◇ 販売利益が確定できない場合の奨励と報酬額の計算²⁹

企業が税務部門に所得税を納付しておらず販売利益を確定できないため、法院はその他の年度の販売状況を参照し、合理的な費用を控除した後で原告が獲得すべき報酬を定めた。

◇ 事件に係わる特許考案者への奨励と報酬の計算³⁰

訴訟の過程において、原告と被告の双方は関連特許の採用による消費エネルギーの削減について、発生する経済効果増加値の一定の比率によって特許報酬を確定する方法に異議を示していない。しかし、論争の焦点となっているのは、関連特許の消費エネルギーの採用についてである。関連特許技術には、消費エネルギーを削減する積極的な効果がある以外に、作業時間を短縮でき、鉄鋼の流出を根絶できるが、被告は直ちに特許技術考案者に特許報酬を支払わなかったため、法院は「中華人民共和国特許法実施細則」の規定する特許支払い報酬の最高比率に基づき、2%を各特許考案者に支払う特許報酬とした。

法院は被告企業の内部が制定した手当分配方案に基づいて、推算方式で計算した発明特許の奨励基準を採用することができる。

法院は「実施細則」（1992年改訂）第七十三条の規定の「発明創造特許の所有事業者がその他の企業または個人にその特許の実施を許可する場合、徴収する使用料から納税後5%－10%を褒賞として発明者または考案者に支払わなければならない」との上限を参照して処理することができる。

²⁷判例 4

²⁸判例 13

²⁹判例 22

³⁰判例 3/6/8/9/15/19

給付する奨励金の具体的な金額の確定：関連特許に対する原告の貢献度、関連特許の経済価値などの要素を考慮し、公平な原則及び科学技術の進歩に有利であるとの原則に基づき、企業が原告に支払うべき奨励金の具体的な金額を確定する。

特許の譲渡後については、譲受者は特許権者の雇用主に対してのみ一部の譲渡額を支払う。どのように計算するか。

実際に徴収した譲渡額が協定約定の譲渡額に占める比率を参照して関連特許被告が徴収する譲渡額を計算することができる。(本案件では、実際に徴収した譲渡額240万元が、協定約定の譲渡額300万元の80%を占めているため、関連特許被告サムスンが徴収した譲渡額は協定譲渡額62万元の80%に相当する49万6000元で、「中華人民共和国特許法実施細則」(1992年改訂)第七十三条が規定する10%の比率を参照し、被告サムスンは原告に報酬として49万6000元を支払わなければならない。)

奨励または報酬の認定は、企業が**利用した当該設備に収益がある**ことを前提としなければならない。企業が**元値**で関連特許製品を販売し、まだいかなる収益も得ていない場合、企業の締結した売買契約を基礎として企業にその奨励または報酬を支払うよう要求する原告の主張について、法院はこれを支持すべきではない。

奨励または報酬の認定は、関連特許を利用した**納税後利益**のロイヤリティに基づき奨励報酬を確定しなければならない。納税後利益の確定に関する問題：

法院は、納税後利益の証拠提示責任は企業が負うべきで、証拠提示をしない企業は証拠を提示できないことによる不利な結果を負わなければならないとみなす。原告は関連特許7件の意匠特許の共同考案者であるため、各考案者の内部に特別協定があったことを示す証拠がない状況下で、取得すべき報酬は報酬総額を共同考案者の人数で割った**平均の計算**によって算出しなければならない。このほか、企業が支払うべき期限を起訴より2年前からとする原告の主張は、「中華人民共和国民法通則」第百三十五条の訴訟時効に関する規定に合致しており、法院はこれを支持する。

奨励または報酬の認定：「科学技術成果転化促進法」の規定に基づき、**奨励金額を捻出**する対象は**技術譲渡から得た純収入**で、**技術譲渡純収入**とは譲渡者が**技術譲渡契約に基づいて**取得した**技術譲渡収入**から**試験、交通、労務、書類作成などに支払った支出を控除した後の残りの純技術所得**を指さなければならない。

二審裁判は、一審裁判が600万元の賠償金全額を科学技術成果の譲渡費としたのは不当で、これを是正しなければならないとみなした。この600万元の賠償額は、四川大学の名称に対する権利侵害に対する賠償、小麦技術品種の権利侵害に対する賠償、禾嘉股フェンがすでにこの小麦技術への投入を実施していることに基づく三つの部分から構成されるからである。このため、当法院は当該小麦技術の**科学技術含有量**と、**四川大学のブランド効果及びその訴訟コスト等の要素**を総合的に考慮し、「**小麦譲渡**」による所得は600万元の40%を占め、**科学技術成果譲渡費**を240万元とし、「**成果転化促進法**」が規定する比率に基づいて、王成俊への奨励を確定した。

報酬の計算方式

基数の計算に関する問題では、「技術譲渡協定」の関連条項をふまえ、評定結果の確定した比率を補充し、関連特許の技術貢献率によって技術の許諾使用料における特許関連費用を確定しなければならない。

比率の問題に関しては、「特許法実施細則」が最低比率を10%と規定しているが、一審裁判では原告が本案件を起訴してからまもなく、デンソーは特許再審委員会に訴訟の特許は無効であると宣言しており、且つ被告の伊維公司は無効宣告と審査請求を受け取ってから3カ月以内に有効的な特許権の救済措置を採っていないという消極的な行為から見て、無効宣告の事実の発生には明らかに原因があり、訴訟特許が特許権期限満了前に継続して普及応用されていたことによる経済効果に基づき、原告が報酬を主張する権利を行使できなくなる結果を直接招いたことに注目し、これらの要素を考慮して比率を30%まで引き上げることが適切だとみなした。

◇ 特許技術が特許製品に占める比率を考慮すべきかに関する問題³¹

法院は関連特許権利要求書と企業が生産した特許製品を照らし合わせた結果、特許製品は権利要求書の全技術特徴を完全に再現しており、特許製品の各部品と連結方式は権利要求書の関連部分と構造に対応していた。ゆえに特許技術が特許製品における比率を計算するという企業の要求は成立しない。

◇ 発明者、考案者の職務設計の過程における貢献度を考慮すべきかに関する問題³²

一審裁判は、企業が提起する関連技術資料に関わる特許申請後の会議記録、技術検査記録等に基づき、原告は参与していない、または検査所で署名、捺印しただけで、唐開平が当該特許設計の過程において行なった具体的な業務と業績を直接評価することはできない、考案者の序列が後ろだからといって必然的にその貢献が少ないことを示すわけではない、また、原告の企業での職位の高さは、原告が特許設計の過程における実際の業務状況を表明するのに十分でないとみなした。

◇ 予測される利益に対する分配を企業に要求できるか³³

報酬は特許権の有効期間内に当該特許の実施により取得した毎年の納税後利益に基づき計算するが、特許権の不安定性を考えると、関連特許が2019年12月2日まで継続して有効な法的状態にあるかを確定することはできない。このため、原告の当該主張に対し、被告が同意しない状況下ではこれを支持するのは望ましくない。

特許法及びその実施細則の規定に基づき、発明者または考案者の報酬としての特許使用料の分配とは、**対応する特許の実施に対してすでに実現した利益の分配**で、期待される利益の分配は含まれない。

³¹判例 17

³²判例 18

³³判例 16

◇ 特許失効後に奨励と報酬を要求できるか³⁴

法律は発明者に一回のみの報酬を支払えると規定しているが、関連特許はすでに終了しており、当該特許権の技術は公有の分野に入っている。法律の規定に基づき、**特許権の有効期限内は特許の実施による報酬を受け取れるが**、特許権が失効した後は、関連特許の使用に関わらず、発明者が報酬を取得する権利を有することはない。

◇ 関連特許の放棄は、原告の奨励と報酬に影響するか³⁵

被告が訴訟の過程で**関連特許を放棄**した行為は、原告が取得すべき法定報酬には**影響しない**。

重慶長江塗装機械廠が特許権を放棄した行為が主観上の悪意に当たるか、この放棄行為は無効とされるべきか関し、法院は、特許権は社会に対する一種の民事的権利であり、権利者は法律の禁止規定に違反しない限り、自己の意向に沿って当該権利を処理できるとみなした。職務発明者が自己の権利を処理する際、発明者の利益に関わるとしても、両社の権利は対等ではなく、発明者の権利の実現は特許権者の特許権に対する処理方式にかかっており、強い依頼性を有している。

◇ 法院が奨励と報酬の比率の引き上げを認める際の考慮要素³⁶

特許のロイヤリティ比率に関し、一審判決がこれを6%と確定したことは法律の規定に違反していないが、二審裁判は当該比率に対して若干高く調整を加えた。本法院はこの問題について以下の要素を考慮した。(1) 文書化された弁法または制度による特許実施の報酬の規範がない。(2) 1993年に施行された旧「特許法実施細則」は、実用新案特許の実施報酬を特許実施により得られた利益の納税後0.5%—2%と規定し、2001年7月1日に施行された新「特許法実施細則」はこの比率を2%以上に改正した。重慶市人民政府が2001年に制定した「重慶市の実施する西武大開発の若干の政策措置」は、職務成果の実施により得られる純利益の納税後10%以上を成果発明者の奨励に用いることができると規定している。上述の法律の変更と奨励政策の制定は、国家が特許発明者に対する保護を拡大し、科学技術者の積極性を十分に引き出して発明創造を促進することを奨励する姿勢を反映している。(3) 発明者が顕著に貢献するなら、当該特許製品も企業に優れた経済・社会効果を創造したことになる。(4) 企業が特許期間の満了する前に特許権を放棄するなら、原告が本来取得できる報酬を取得できない状況を招くことになる。上述の理由を基に、本法院は特許のロイヤリティ比率を10%とするのがさらに適切であるとみなした。

◇ 関連特許の利益率の確定が難しい場合、奨励と報酬はどのように確定するか³⁷

まず、特許の実施によって得られる利益は車両全体の利益に体现されるべきだが、異なるオートバイの**価格差**により特許が車両にもたらす利益を確定するのは、事実の証拠に欠けている。異なるオートバイの価格差は多くの要素の総合的影響の制約を受けているか

³⁴判例 17

³⁵判例 17

³⁶判例 17

³⁷判例 18

らで、このため唐開平の特許のオートバイに関する利益評価計算は支持できない。関連特許のオートバイ及び特許のイグニッションシステムの利益は監査評価を通しては確定できないため、当該特許のイグニッションシステムが市場汎用製品ではないものの、その実現した機能はイグニッションキーであることを考慮し、イグニッションシステム自体の利益率を基礎とし、その技術の先進性及び車両価値の向上を参考として職務特許の報酬を確定した。

次に、嘉陵公司与吉利、力華公司の製品の売買契約及び価格協定等は、高出力イグニッションシステムに用いる磁石発電機、イグニッションキーの部品等の合計額は100元に満たず、イグニッションキーの業界平均利益率は3%～5%程度であることを証明している。高出力イグニッションシステムの利益率は、これを基礎としてその技術の先進性及び車両価値の向上を参考として確定するべきである。支払うべき報酬の比率に関し、特許法実施細則は実用新案特許の実施により得られる利益について納税後2%以上を職務考案者に支払うよう規定しており、唐開平が6%で計算しこのうち半分を要求していることは明らかに不当とはみなせず、支持されるべきである。一審裁判は上述の明らかにされた状況を根拠とし、「価格×利益率×数量×報酬比率」の公式で評価計算を実施し、被告嘉陵公司在唐開平に支払うべき報酬を2万元と総合的に確定した。

二審裁判が追加した意見：

嘉陵公司是唐開平に対して報酬を支払うべきか

本法院は、嘉陵公司在関連オートバイの生産販売による納税後利益がマイナスであると主張する場合、明確な証拠を提供してこれを証明するべきだが、実際に提供した証拠は当該主張を証明するには足りず、一審裁判が関連特許のオートバイの納税後利益がマイナスであることを確認しなかったことには不適切な点はなく、これを支持するべきと考える。

証拠、時効についての問題

◇ 証拠についての問題³⁸

証拠は原資料を提供しなければならない。さもなくば、認められない。

副本資料は証拠たりうるか: 副本資料は単独で事案の事実を認定する根拠とすることができない。その他の証拠や証左を有る場合は、判決時に証拠とすることができる。

◇ 雇い主は報酬を支払い済みであると主張した場合、どちらが举证責任を負うのか³⁹

举证責任は雇い主側にある。

³⁸判例 1/23

³⁹判例 8

◇ 時効問題⁴⁰

挙証責任

「主張したものが挙証する」という原則に従い、被告は原告の期限を過ぎていることを挙証、証明しなければならない。

時効中断の判断

知識産権局、政府などの関連機関に対して状況をフィードバックし、またこれらの機関に対し、被告が奨励の問題を実行するように督促・監督するように請求しており、訴訟時効を中断したと見なすべきである。

知っていたか否かについての判断：従業員の職務や業務の性質に基づいて、報酬を主張する権利について知っていたか否かを判断する。例えば、従業員が内部規定の制定に参加していれば、これについて知っているはずであると判断できる。

◇ 事案が複数の特許に関連する場合、一つの事案として処理することができるか⁴¹

法律、行政法規及び司法解釈では、特許権に関する紛争は特許権の数に応じて審理と提訴を行わなければならない、と規定していない。実際の裁判においても、法院は特許権の実際状況にもとづいて審理と提訴を確定しており、原告と被告の間で複数の特許権から発生する職務発明創造考案者への報酬を一括で審理することは当事者に便宜を供するだけでなく、その訴訟権を損なうものではない。

◇ 従業員が企業のために証言する際の説明力の問題⁴²

従業員は企業と直接的な利害関係を有し、しかも証人として出廷しておらず、またその他の証拠もない。よって法院はこの証拠を採用しない。

◇ 訴訟費用の負担が合理的であるかについての問題⁴³

法律の規定では、訴訟費用は敗訴側が負担とすることになっている。具体的な金額は法院が事案の状況に基づいて確定する。法院は主要な過失責任を有する一方が大部分の訴訟費用を負担するよう判決を下すことができる。

◇ 挙証期限を過ぎているか否かの認定⁴⁴

過ぎているか否かを判断する際に、法院は証拠目録上に記された受領日の日付が挙証期限内か否かを根拠とする事ができる。

⁴⁰判例 6/7/15/20

⁴¹判例 13

⁴²判例 13

⁴³判例 16

⁴⁴判例 21

◇ 訴訟失効の損害賠償額⁴⁵

『最高人民法院の特許紛争案件審理についての法律問題に関する若干の規定』第二十三条は、権利者が 2 年を超えて提訴している場合で、権利侵害行為が提訴する時点でも依然として継続しているとき、権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に提訴した日から 2 年前までを推算する。

◇ 訴訟失効の損害賠償額『民法通則』第八十八条第二項第（二）号中の「猶予期間」の適用⁴⁶

当該項目を適用するにはまず、双方が書面または口頭でどのように報酬を支払うかについての契約または取り決めがあるという前提がなければならず、そのあとで当該契約の履行日についての取り決めについてみる。前提が存在しなければ、猶予期間の問題も存在しない。

その他の問題

◇ 発明者、考案者は事案に関する特許権の放棄、終了、無効をめぐる紛争の際に、企業に対し共同で特許権を保護する旨を通知するよう要求したが、このような主張は成立しうるか⁴⁷

第一審法院は、事案に関する特許権の放棄、終了、無効をめぐる紛争の処理は、特許権者自身の保有する知的財産権の処分権についての問題である。職務考案者が当該特許について保有する権利は法律によって規定された奨励及び報酬を受取る権利のみに限られており、双方で別の取り決めがある場合を除き、職務考案者は特許権の処分について、企業及びその他の特許権共有者に対していかなる要求や干渉及び影響力の行使も行うことができない。

◇ 違約側が職務技術及び技術サービス奨励金を倍にして返還するという取決めの効力について⁴⁸

違約側が職務技術及び技術サービス奨励金を倍にして返還するという双方の取決めについて、労働契約法は研修費用、競業を制限する補償金の規定を除き、雇用機関は労働者と、労働者が違約金を請け負うような取決めをしてはならない。しかし、職務技術と技術サービス奨励金については、特殊な労働関係でない場合においては労働標準の範囲を参照、執行することができ、この条項が有効かどうかは契約法による調整を受けるはずです。協定書の内容が双方の自発的な合意によって作成されたものであれば、取決めのないようは双方の真実の意志表示であるので、原告・被告のいずれも取決めどおりに履行すべきである。

⁴⁵判例 22

⁴⁶判例 22

⁴⁷判例 18

⁴⁸判例 5

◇ 協定の解除：不可抗力要素の判断⁴⁹

契約法と『協定書』の第17条の取り決めによると、被告は違約責任を引き受けるべきかどうかは協定を途中で解除する理由が不可抗力要素に属するかどうかを見なければならぬ。

本法院は、「被告が辞職を提出した時、被告はすでに60歳過ぎで、法定退職年齢を上回っていた、被告の労働能力鑑定は被告が辞職した2年後に行ったものであるが、被告が労働能力のほとんど失った原因である身体の場合というものは長きにわたって積み重ねられてきた過程である。被告が高齢であり、しかも身体の場合が優れないことを考えれば、原告のもとで業務をすることがすでに困難になっていたことは確かであり、業務に従事することができない原因は被告の身体状況によるものであり、被告の主観的な原因ではなく、原告は被告を雇用し業務に従事させるという契約目的を実現できなくなっていることから、『協定書』第17条の原告が支払った奨励金を倍にして返還する責任を負わなくて良いという条項をみたしており、被告は契約解除権を行使する条件を満たしているので、一方的に辞職を提起する権利があり、また違約責任を負わなくてよい。

⁴⁹判例5

第三部分

判例の要旨

説明：

今回取り上げた司法判例は計32件でそのうち裁定書は4件、仲裁書は4件、判決書は24件となっている。

裁定書（4件）：

- 1、陳志山が同済大学を訴えた、職務発明者、考案者に対する奨励金、報酬をめぐる紛争事案
- 2、曾守奎と成都発動機の職務発明者、考案者に対する奨励金、報酬をめぐる紛争事案
- 3、徐浩明、呉春華が被告の上海貝紅通信電器国際有限公司に対し職務発明者、考案者の奨励金、報酬を支給するよう訴えた紛争事案
- 4、徐某が上海邑亘文化传播公司を訴えた職務技術成果の発明者、考案者に対する奨励金、報酬をめぐる紛争事案

仲裁書（4件）

- 1、北京万東康源科学技術開発有限公司と呂适如の特許報酬支払いをめぐる紛争事案第二審 民事仲裁書（2006）高民終字第519号
- 2、李宝明と北京万東康源科学技術開発有限公司の特許報酬支払いをめぐる紛争事案第一審 民事仲裁書（2006）一中民初字第11262号
- 3、李群と北京万東康源科学技術開発有限公司の特許報酬をめぐる紛争事案第一審 民事仲裁書（2006）一中民初字第11261号
- 4、魏西広と北京万東康源科学技術開発有限公司の特許報酬をめぐる紛争事案第一審 民事仲裁書（2006）一中民初字第11263号

一、汪和睦が大連高生物製薬有限公司等を訴えた科学技術成果の転化についての奨励金をめぐる紛争事案

2003大民知初字第28号

(一) 事案の概要

2002年9月29日、天津博泰、高新製薬公司、汪和睦（天津博泰公司取締役）の三者が契約を締結、その主な内容は、天津博泰が派遣した研究開発責任者汪和睦の「重组（ハンゼヌラアノラマ）B型肝炎ワクチンの遺伝子組み換え」の技術開発過程における貢献を評価し、高進製薬公司是2002年10月から2004年9月まで汪和睦を技術顧問として雇用し、毎月5000元の顧問費用を与えること、であった。しかし、当該技術を譲渡する際に同氏が得てしかなるべき物質的な奨励については扱われておらず、また考慮されてもいなかった。そのため、汪和睦は法院に告訴し、被告に対し法に基づき一定の比率で物質的奨励、合計人民元200万元を支払うよう請求した。法院は審理の結果、事案に関する技術成果「リコンビネーション（汉逊酵母）へパタイテイスBワクチン」は職務技術成果として認定することができないとし、**原告・汪和睦の請求を棄却した。**

(二) 法律問題

1、職務発明（技術成果）の認定問題

(三) 裁判官の意見

1、職務発明（技術成果）の認定問題

奨励を得るには下記の条件を満たすこと：一、職務技術成果が存在する。二、技術成果を完成させた組織がすでに当該職務技術成果を譲渡、または転化している。三、奨励を得る者は職務技術成果を完成させた個人でなくてはならない。このうち、第一の条件は第二、第三の条件の前提となっている。

職務技術成果は以下の条件を満たすこと：一、技術成果の完成者は技術成果権利者の在職従業員である、すなわち技術成果の完成者と技術成果の権利者の間に正式のあるいは臨時の労働契約関係が存在する。二、技術成果は完成者が当組織（つまり技術成果の権利者）の科学研究や技術開発課題を引き受けた時、あるいは部署の職責を履行した時に完成させたものである。このうち、第一条件は第二条件の前提となる。

本事案において、原告・汪和睦は被告との間に正式の、あるいは臨時の労働契約関係が存在することを主張しておらず、またそれを証明する証拠も提供していない。よって、原告・汪和睦は被告の在職従業員ではなく、その身分は職務技術成果の認定を受けるものとして相応しくなく、事案に関わる技術成果を職務技術成果として認定することができない。よって、当法院は事案に関する技術成果が誰によって完成されたか、すでに譲渡または転化が行われていたのかという二つの問題については、判断をしない。

2、法律適用問題

本法院は、事案に関する技術成果研究開発の契約書は1997年9月に締結され、その技術成果の共有に関する契約書は2002年9月に締結されたと考えている。原告は事案に関する技術成果に基づいて訴訟を提起しており、事案に関する技術成果は上記の契約内容の主要部分であり、そのため、本事案のうち上記契約に関わる訴訟には『契約法』第四章の関連規定を適用すべきである。しかし、同法第四章は契約履行についての一般原則しか定めておらず、技術契約の内容は第十八章に規定されていて適用できないので、本事

案には『技術契約法』の関連規定を適用する。

3、証拠問題

証拠は原本を提供しなければならない。さもなくば反対尋問は行わない。

二、謝文南が被告・明達ガラス（アモイ） 有限公司に対し職務発明報酬の支払いを要求した紛争事案

（2004）厦民初字第346号

（一）事案の概要

1996年11月中旬、原告・明達ガラス（アモイ）有限公司の機械エンジニアである謝文南は「完全折りたたみ、積み上げ式ガラス収納架」を設計した。会社はただちに採用し、かつ国家専利局に実用新案特許を出願し、特許証明書を取得した。特許番号はZL96247550.5で、証明書には考案者は謝文南であることが明記されている。過去数年において、被告は当該特許を採用したことで、顕著な経済効果を得た。しかし、1997年に1万元の奨励を支給したのを除くと、同社は一貫して特許法の規定に従わず、原告が職務発明の考案者として得るべき合理的な報酬を支払っていなかった。このため、謝文南は法院に対し、同社に職務発明の考案者への報酬として60万を支払うよう命令するよう請求した。審理を通じ、一審法院は原告の請求は訴訟時効を過ぎていないものの、事実及び法的証拠に欠けていて成立し得ないとし、原告・謝文南の請求を棄却した。

（二）法律問題

- 1、被告は『特許法』第16条の義務主体かどうか
- 2、被告は『特許法実施細則』の規定に基づいて原告に報酬を支払うべきか
- 3、被告が自ら制定した『奨励実施弁法』に基づいて原告に支払った「1万元のボーナスと2階級分の昇給」の性質
- 4、訴訟時効の問題

（三）裁判官の意見

- 1、被告は『特許法』第16条の義務主体かどうか

案件に関する特許の有効期限は2006年12月までであり、同期限までに『特許法』の改正が行われた。1992年特許法中の「特許権の所有組織または保有組織」であれ、2000年の特許法中の「特許権を付与された組織」であれ、指し示しているのはいずれも被告である。特許を実施した後に発明者、考案者に与えるべき「奨励」を「報酬」に改正することにより、科学技術のイノベーションを奨励するという立法主旨は特に変化せず、同条文の改正は被告が履行すべき法定義務に影響しない。『特許法』第16条の義務主体は特許権を付与されるすべての組織であり、被告のいう、被告は三資企業であるのでこの条文の制約を受けないという弁論は、事実及び法的根拠を欠いており、成立しえない。

- 2、被告は『特許法実施細則』の規定に基づいて原告に報酬を支払うべきか

事案に関する特許の有効期間内に、『特許法実施細則』の改正も行われた。

1993年と2001年の実施細則を比較すると、2001年の実施細則では主体が国有企業または公的機関であることがより一層明確化され、中国のその他の組織はこれを参照して実行することができるとしている。しかも実用新案の考案者に支払うべき報酬の割

合は「税引き所得の0.5%－2%から、税引き所得の2%を上回る額」に引き上げられている。2つの実施細則の条文の文面から判断すると、同条文は被告を含む中国のその他の企業は考案者の奨励金や報酬を支払う時、『実施細則』を参照して実行することができるが、しかしまた参照せずに執行し、自ら関連の奨励弁法を制定する権利をも有する。

3、被告が自ら制定した『奨励実施弁法』に基づいて原告に支払った「1万元のボーナスと2階級分の昇給」の性質

被告が制定した『奨励実施弁法』中に言う「技術の改善」とは、職務発明創造特許を含むすべての施設、設備、工程等について行われた改良や革新を指すと考えるべきである。よって、被告が自ら制定した『奨励実施弁法』に基づいて原告に奨励を行ったことをもってすでに『特許法』が規定する義務を履行したものと認定するべきである。このほか、被告は紛争に関する特許を設計したことによって得るべき奨励を評定する時、すでに特許の後で発生の経済利益を考慮に入れた上で、原告に報酬を支払った。よって、被告は原告に再度報酬を支払う必要はなく、原告の請求は事実及び法的根拠に欠けており、棄却されてしかるべきである。

4、訴訟時効についての問題

法院は、被告は2002年11月1日に「収納架奨励紛争に関する意見陳述」を発行したことを証明したが、同意見陳述書がアモイ市専利局に届けられた時間及びその後原告に送達された日時を証明しておらず、よって被告が同意見陳述書を発行した日時をもって原告の訴訟時効が超過していることを証明することは事実及び法的根拠が乏しく、支持することができない、としている。原告の抗弁の理由は成立する。このほか、事案に関する特許は依然として特許保護期間内にあり、原告の被告に対する報酬支払い請求は継続状態にあり、提起された訴訟は時効を過ぎていない。

三、嚴世鑫と被告・馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司の、職務発明創造の発明者、考案者への報酬、奨励に関する紛争事案

(2007)合民三初字第123号

(一) 事案の概要

1990年12月21日、馬鞍山鋼鉄公司是国家専利局に「□筋風冷下注単層凹形底板」の実用新案を出願した。出願書類に記載された考案者は嚴世鑫、肖大山、李宜決、李敬肖、孫際(基)道、王益芳の6名であった。1991年12月25日、国家専利局は実用新案を付与した。技術実施後に、嚴世鑫は一貫して実施組織に対し特許報酬を支払うよう求めたが、馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司はまったく支払わなかった。嚴世鑫は、同社の行為は合法的権利の侵害にあたりと判断して法院に訴訟を提起し、馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司に対し特許報酬として2316600元を嚴世鑫に支払い、かつ訴訟の費用を負担するよう求めた。一審法院は審理を通じて判決を下し、被告に相応の報酬を支払うよう命じた。

(二) 法律問題

1. 事件にかかわる特許の考案者の報酬の計算

(三) 裁判官の意見

1. 事案に関する特許考案者に対する報酬の計算

考案者6名は特許の報酬の請求権を共有している。馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司は馬鞍山鋼鉄公司分立後に設立された、当該特許に関する義務の請負主体であり、特許考案者に対し特許報酬を支払う義務をおわなければならない。

訴訟過程において、原告と被告の双方は単層凹形底板と二層凹形底板の1トンあたりの鋼鉄の消耗低下率を計算し、発生した経済利益の増加分のうちの一定の比率を特許報酬として確定するという方法に異論はない。しかし、原告のひとりである嚴世鑫と馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司の論争の焦点は二層凹形底板と単層凹形底板の1トンあたりの鋼鉄消耗値の採用についてである。本件に関する特許技術が底板の消耗を下げる積極的な効果があるだけでなく、更に操作時間を短縮できるし、鋼鉄の浪費をなくす。しかも馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司は直ちに特許技術の考案者に特許の報酬を支払っていないので、法院は『中華人民共和國特許法実施細則』に規定される特許報酬の最高支給率、すなわち2%にもとづき特許各考案者に報酬を支払う。

四、虞計明が浙江威奇電気有限公司を訴えた、職務発明の考案者への奨励をめぐる紛争事案

(2006)杭民三初字第262号

(一) 事案の概要

原告は事件に係わる特許の考案者である。被告は上述の職務発明の特許権を取得した後、海寧市人民政府の関連文書による規定によって、80,000元の特許奨励金を申請・受領した。『海寧市の特許に係わる特別資金の管理弁法』第八条第9項「職務発明・創造の場合、企業が取得した特許奨励金について、発明者や考案者への奨励部分を50%以上とすること。」の規定に基づき、前記特許の考案者として、原告が相応する奨励経費を40,000元取得する権利を有すると原告は主張しているが、被告は支払っていない。原告は自分の合法的權益を守るため、貴法院に訴え、被告による特許の奨励金の支払いを命ずる判定を申し立てた。審理を通じて、法院は原告の請求を棄却すると判決した。

(二) 法律問題

- 1、職務発明創造の発明者又は考案者への奨励・報酬範囲

(三) 裁判官の意見

- 1、職務発明の発明者又は考案者への奨励・報酬範囲

原告・虞計明と被告・浙江威奇電気有限公司が紛争する職務発明の考案者への奨励は、海寧市人民政府による『海寧市の特許に係わる特別資金の管理弁法』（文書番号：海政発〔2004〕47号）において規定されている奨励金であり、当該奨励資金は主に海寧市の財政予算配分及び国・省の特許に係わる特別資金に由来し、『中華人民共和國特許法実施細則』第六章に規定されている職務発明の発明者、あるいは考案者への奨励・報酬範囲に当たらない。

五、上海瑞奇電気設備有限公司が譚某を訴えた職務技術成果完成者への奨励金をめぐる紛争事案

(2009)浦民三(知)初字第55号

(一) 事案の概要

2006年3月9日、原告・上海瑞奇電気設備有限公司と被告とは協議書を締結し、被告が原告に技術と技術役務の労務を提供し、原告は技術と技術役務の奨励金を支払うことを取り決めた。協議書の第17条では、招聘期間中に被告が一方的に協議書を中止し、原告の会社を去る場合、原告が支払い済みの職務技術と技術役務奨励金の倍で返還することを負担するものとするとして特別に約束した。協議書が締結した後、原告は約束どおりに、被告に合計RMB 25万円の職務技術と技術役務の奨励金を支払った。が、2007年8月から、被告が高血圧を理由として、何度も辞職申請を出し、2007年9月21日に原告はやむを得ず被告の辞職申請に同意した。そのため、原告は被告を起訴し、被告には職務技術と技術役務の奨励金の倍である計50万円を返還することを求めた。一審法院は、審理を通じて、原告・上海瑞奇電気設備有限公司の請求を棄却すると判決した。

(二) 法律問題

- 1、原告、被告間の契約関係の認定
- 2、『協議書』条項第17条の効力
- 3、被告は原告のすでに払った職務技術と技術役務の奨励金を倍で返還すべきか否か

(三) 裁判官の意見

- 1、原告、被告間の契約関係の認定

原告と被告が締結した協議書の内容によると、被告は原告のために労務を提供し、原告は被告に報酬を支払うこととされているので、双方の間に労働関係は存在する。しかし、被告が定年退職後にまた原告のもとで勤務しているため、原告との間に成立しているのは特殊な労働関係であり、勤務時間・労働者保護・最低賃金については労働基準を参照し実行するが、それ以外の部分は労働契約法の調整を受けず、双方自身で取り決めを交わすことができ、またそれによって紛争が発生した場合、契約法で調整すべきである。

- 2、『協議書』条項第十七条の効力

『協議書』第十七条は、違約側が職務技術と技術役務の奨励金を倍で返還することにかかわる取り決めである。労働契約法では、教育訓練費用、競業制限補償金のほか、雇用事業者は、労働者によって違約金を負担することを労働者と取り決めてはならないと規定している。しかし、本件『協議書』第17条に係わる職務技術と技術役務の奨励金は、特殊な労働関係における労働基準を参照して実行する対象範囲ではないから、同条項が有効か否かについては、契約法の調整を受けるべきである。協議書の内容は、双方の自由意志によって協議の上合意し、成り立ったものである。故に、第十七条で交わされた取り決め内容は、双方の真実な意思表示であり、原告・被告とも取り決めに従い履行すべきである。

3、被告は、原告のすでに払った職務技術と技術役務の奨励金を倍で返還すべきか否か
契約法と『協議書』第十七条の取り決めによると、被告が違約責任を負担すべきかどうかは、被告が協議書を繰り上げて解除した理由が不可抗力の要素に当たるか否かによる。

本法院は、被告が辞職を請求した時、被告はすでに60歳以上になっており、法定の定年退職の年齢を上回っていると考慮している。被告の労働能力鑑定書は、被告辞職してから2年後で発行されたものであるが、被告の労働能力が失う原因となった健康状況の形成は長年の積み重ねの過程である。被告は高齢であり、且つ健康状態がすぐれないことを踏まえ、確かに原告のもとで業務にあたるには適応できなくなっており、業務に適応できな

い理由が被告の健康状況によるもので、被告の主観的な理由ではなく、原告が被告を招聘して労務に従事させるという契約目的が実現不可能となっており、『協議書』第十七条に記載される原告の支払い済み奨励金の倍額返還が免除される場合に該当し、被告は契約の解除権を行使する条件を満たしており、一方的に辞職を請求する権利があるとともに、違約責任を負担する必要がない。

六、範蔭恒が遼寧師範大学を訴えた職務発明創造の発明者への奨励金をめぐる紛争事案

(2009)大民四初字第332号

(一) 事案の概要

原告の範蔭恒・呉強・廖世健は、原告三名の職務発明がすでに特許を付与されたが、同じ三名の所属学校が2004年に発表した『校内手当配分方案』、2005年に発表した『遼寧師範大学の特許に係わる管理方法』及び『学校の特許に係わる管理及び奨励弁法に関する問答について』に規定されている発明特許に係わる奨励はいずれも執行されていないと共同で訴えた。そのため、法院まで訴えて、被告遼寧師範大学に特許権の付与を取得した職務発明創造者には奨励を与えることを命ずる判決を請求し、支給してしかるべき本件に関する特許の奨励金10,000元のうち、原告三名に5,000元与えると主張した。法院は、被告に対し本件に関わる発明特許の奨励金として原告に5,000元を支払うよう命ずる判決を下した。

(二) 法律問題

- 1、事件にかかわる特許の発明者が複数いて、その中の一部のみは法院に職務発明の奨励・報酬権利を主張できるか否か
- 2、奨励・報酬基準について
- 3、訴訟時効の問題

(三) 裁判官の意見

- 1、事件にかかわる特許の発明者が複数いて、その中の一部のみは法院に職務発明の奨励・報酬権利を主張できるか否か

『最高人民法院の〈中華人民共和國民事訴訟法〉の適用に関する若干の問題についての意見』第五十六条の規定によると、共通の財産権が他人の侵害を受け、一部の共同権利者が起訴した場合、その他の共同権利者は共同訴訟人に加えなければならない。

2、奨励・報酬基準について

推算によると発明特許の奨励基準は5000元となる。被告内部の『遼寧師範大学校内手当配分方案』(文書番号:遼師大發[2004]3号)の規定によると、科学研究の作業量は得点数によって計算する、すなわち、月別に1点につき10元、学校では10ヶ月ごとに支払うとする。A類論文の科学研究得点数は90点とし、発明特許の科学研究得点数を50点とする。これに従えば、発明特許の奨励基準は5,000元になるはずである。原告・範蔭恒の上記推算も当該する文書の前記規定を証明した。原告三名の『遼寧師範大学校内手当配分案』に基づく発明特許の奨励基準は5000元であるという主張について、本法院はこれを採用する。

3、訴訟時効の問題

本件に関する特許権の授権公告日、または『遼寧師範大学校内手当配分案』の発行日を訴訟時効の起算日とする被告の主張は、いずれも法的な根拠が不足している。さらに、原告・範蔭恒は2008年に発明特許の奨励問題について大連市知識産権局に状況を訴え、被告を督促し、被告の奨励実施状況を監督するよう請求したことがあり、これは訴訟時効の中断と見なすべきである。よって、被告による訴訟時効の抗弁については、本法院はこれを採用しない。

七、王文輝が北京北摩高科摩擦材料有限責任公司他を訴えた発明特許の報酬をめぐる紛争事案

(2010)一中民初字第12410号

(一) 事案の概要

2003年7月1日から2008年6月30日にわたって、原告・王文輝は研究開発主任の職務を担当しており、その間、鉄基粉末焼結摩擦材料など、多数の製品と技術を研究開発した。専利局は同発明に特許権(特許番号03121982.9)を付与した。特許証書には、同特許の発明者が王文輝氏と明記されている。被告は、同特許の応用範囲の拡大及び取得した経済利益によって合理的な報酬を支払うことを断った。従って、原告は法院に訴訟を提起した。審理の結果、法院は原告・王文輝の請求を棄却すると判決を下した。

(二) 法律問題

- 1、特許証書に記載されている発明者は法院が発明者を確認するための唯一の根拠である
- 2、訴訟時効の問題

(三) 裁判官の意見

- 1、特許証書に記載されている発明者は法院が発明者を確認するための唯一の根拠である

原告の、同氏が特許の唯一の発明者であるという主張は事実と一致しない。同技術は、北摩工場と空軍在北京地区軍代表室の共同開発によるものであり、原告以外に、14名が同技術に対して実質的な貢献を果たしており、いずれも同特許技術の発明者である。原告は、同特許の出願業務を担当する時、職務上の便宜を利用し、15人の特許発明者を記載する1頁目の出願表を原告が唯一の発明者であるとする表にすり替えた。従って、原告は本件に関する特許の15名の発明者の一人にすぎず、唯一の発明者ではない。

2、訴訟時効の問題

(前記)内部規定の作成には王文輝も参加しているから、それを知っているはずである。従って、王文輝は『企業従業員賞罰条例』の制定時、すなわち2002年1月26日に、すでに自分が特許の発明者として被告に報酬の獲得権利を主張することができることを知っていたはずである。本件に関する特許は2005年12月に使用停止となっている。従って、王文輝が自らを発明者としての報酬権を主張しようとする場合、遅くともその後の2年以内に提出すべきであり、さもないと2年間の訴訟時効を過ぎてしまう。王文輝は、当事件において、時効を迎える前に被告に対し本件に関する特許の報酬権を主張したことを証明する証拠を提出していない、訴訟時効の中止、又は中断に至った。

八、徐吉浣等が上海同濟三星燃氣公司を訴えた特許報酬紛争事案二件

(2004)滬二中民五(知)初字第94号ZL99227785. X

(2004)滬二中民五(知)初字第95号ZL00216499. X

(一) 事案の概要

原告・徐吉浣、秦朝葵、袁林森は被告・三星公司での職務兼任期間中、「燃焼ガス赤外線と大気式火焰を組合せた燃焼装置」の研究開発という科学技術的成果をあげた。この科学技術成果は2000年4月7日に特許権が付与された、特許番号はZL99227785. Xである。特許実施後、原告は被告・三星公司にたいし、関連の法律法規に及び政策の規定に基づいて相応の報酬を支払うように請求したが、被告・三星公司はこれを拒絶した。原告は法院に提訴し、相応の報酬を支払うよう請求した。法院は審理の結果、被告に原告に対し相応の報酬の支払を命ずる判決を下した。

(二) 法律問題

- 1、雇用主側はすでに報酬を支払ったと主張している。どちらが証明責任を負うのか。
- 2、報酬の算定基準は？
- 3、特許譲渡後、譲受側は特許権者である雇用主に対してのみ一部譲渡金を支払うが、報酬はどのように計算するのか。

(三) 裁判官の意見

- 1、雇用主側はすでに報酬を支払ったと主張している。どちらが証明責任を負うのか。举证責任は被告側にある。

2、報酬の算定基準は？

『実施細則』(1992年改正)第七十三条「発明の特許権の所有単位は、他の単位または個人にその特許の実施を許諾した場合、徴収した実施料から納税分を引いた後、5-10%を報酬として発明者または考案者に支給するものとする。」という規定の上限を参照して処理することができる。

- 3、特許譲渡後、譲受側は特許権者である雇用主に対してのみ一部譲渡金を支払うが、報酬はどのように計算するのか。

実際に受け取った譲渡料が協定で取り決めた譲渡料に占める割合を参照して事案に関する特許について被告が受け取る譲渡料を計算することができる。(本事案において、実際に受け取った譲渡料は240万元であり、協定で取り決めた譲渡料である300万元の80%である。よって事案に関する特許について被告・三星公司が受け取る譲渡料は協定の譲渡料である62万元の80%、すなわち49.6万元と算定できる。また報酬について『中華人民共和國専利法実施細則』(1992年改訂)第七十三条の規定する割合は10%であるので、被告・三星公司は原告に対し4.96万元を報酬として支払わなければならない。)

九、苟卉が被告・北京路翔技術發展有限口任公司、広州路翔股フェン有限公司を訴えた職務発明創造者・考案者への奨励・報酬金をめぐる紛争事案

((2005)二中民初字第82号)

(一) 事案の概要

原告は北京路翔における在職期間中、1997年7月－10月の間に、L J H 1 4 0「アスファルト切り取り混練機」の全体図及び部品図の設計を完了した。1997年から、被告2社は原告の設計を利用して巨大な経済利益を獲得した。しかし被告2社が法律規定に従って本人に奨励・報酬を払うことを拒否したため、原告は法院に訴訟を提起した。法院は審理を通じて、果被告が相応の報酬を払うことを判決した。

(二) 法律問題

- 1、奨励金の具体的な支払い金額の確定
- 2、事件にかかわる特許の実施

(三) 裁判官の意見

- 1、奨励金の具体的な支払い金額の確定

原告が事件にかかわる特許に対する貢献程度や事件にかかわる特許の経済価値などの要素を勘案し、公平及び科学技術の進歩に有利する原則に即して、北京路翔より原告に支払うべく奨励金の具体的な金額を確定する。

- 2、事件にかかわる特許の実施

被告である北京路翔公司是案件に関する特許を実施した製品の製造、販売を自ら行なっていないが、案件の部外者である如意中心と協力してL J H 1 4 0アスファルト切り取り混練機の製造、販売行為を行なっており、これは案件に関する特許の実施行為に属すとみなされるべきである。なぜなら、北京路翔公司がこの方法によって案件に関する特許を実施した理由は自分が機械設備を加工製造する能力を備えていないということであるからである。この方法によって案件に関する特許を実施することで案件に関する特許製品を自己生産するために工場建設に投資することを避けることができる。

十、陳書文が石炭グループの華興鋁業有限公司、河南省華興鋁業有限責任公司を起訴した、懸賞広告及び職務発明創造発明者、考案者の奨励・報酬をめぐる紛争案件（2009）鄭民三初字第421号

(一) 事案の概要

原告・陳書文は、2002年に空き時間と廃棄材料を利用して、「残滓放出機」の研究開発に成功し、その使用により会社に巨大な利益をもたらしたと主張した。華興鋁業公司是、社内で「黄金の提案」活動を展開し、価値のある提案に対しては利益創出効果の評価に応じて提案者に一定の奨励を行った。ここで、年間に10万元以上の利益を創出した場合は5%の奨励が支給されるとした。しかし、陳書文が「残滓放出機」を開発後、華興鋁業公司、華興鋁業公司是陳書文に対し関連の奨励費用を支払わなかった。そこで原告は法院に対し、被告の華興鋁業公司、華興鋁業公司に陳書文に対し17.5万元の奨励費の支払いを命じるよう申立てた。法院は審理の結果、被告に対し、原告に七万元の奨励費を支払うよう命じる判決を下し、原告のその他の請求は棄却した。

(二) 法律問題

- 1、会社が発表した『黄金の提案通知』の法的性質

2、奨励金の具体的な給付額の確定

(三) 裁判官の意見

1、会社が発表した『黄金の提案通知』の法的性質

懸賞広告に属する。懸賞広告は広告人が広告の形式によって懸賞広告中で規定される特定の行為を達成した者に対し広告中で取り決めた報酬を給付するという意志を表明する行為である。本事案中の懸賞広告は華興鋳業公司が行った一方的な法律行為であり、その意志表示の対象は華興鋳業公司の所属機関及び労働組合の従業員であり、実施日は2003年4月20日であった。陳書文は当時、華興鋳業公司で業務にあたっており、華興鋳業公司と華興鋳業公司は互いに独立した法人であり、陳書文は華興鋳業公司の文書が華興鋳業公司に対し法的効力を生じることを証明する証拠を持たない。よって陳書文は懸賞広告の対象者ではなく、華興鋳業公司が発表した『黄金の意見通知』は陳書文に対し法的効力を生じない。

2、奨励金の具体的な給付額の確定

事案に関する特許権は判決の発効により企業に帰属することとなったが、原告は当該特許の実質的な特徴について創造的な貢献をした者、すなわち事案に関する職務発明創造の考案者である。『中華人民共和国特許法』第十六条の規定及び『中華人民共和国特許法実施細則』第七十八条の規定によると、華興鋳業公司は事案に関する職務発明特許の権利者として、特許に対し貢献した陳書文に一定の奨励金を与えなければならない。本法院は事案に関する特許の価値、華興鋳業公司にもたらされた年間の利益を参考にし、奨励金額を7万元と算定した。

二審

十一、上訴人・翟作仁と被上訴人・瀋陽市紡績科学研究院（以下、「紡績研究院」という）間の科学技術成果の奨励・報酬金をめぐる紛争事案

(2005) 遼民四終字第36号

(一) 事案の概要

1997年に、紡績研究院の元院長・李景弟の主導の下で、エアダクト製品の開発をスタートした。翟作仁はその一員として、設備の研究製作に創造的な貢献を果たした。翟作仁は法院に提訴し、紡績研究院に対し本件に関する職務技術成果の使用と譲渡によって得た収益の中から、一定の割合を奨励・報酬として支払うよう請求した。一審法院は、審理の結果、一、瀋陽市紡績科学研究院が翟作仁に奨励金を500元払う、二、それ以外の翟作仁の請求を棄却するという判決を下した。原審判決後、翟作仁はこれを不服として控訴したが、二審法院はこれを棄却し、原判決を維持した。

(二) 法律問題

1、翟作仁は、ホットメルト接着式ダクトの生産技術及び一体的ダクトホットメルト接着設備の主な研究開発者と考案者であるか否か

2、奨励または報酬の認定

(三) 裁判官の意見

【一審】

1、翟作仁は、ホットメルト接着式ダクトの生産技術及び一体的ダクトホットメルト接着設備の主な研究開発者と考案者であるか否か

翟作仁は紡績研究院における在職期間中、事件に関する技術成果の研究製作と開発に積極的に参加した。これは双方当事者いずれもが認める事実である。同時に、科学技術成果鑑定証明書においても、翟作仁の創造性貢献は明確化されている。よって、一審法院は、同氏を同技術成果の主な考案者であると認めた。しかし、翟作仁がホットメルト式接着法生産技術の主な考案者であるという、同氏の主張は認めない。その理由として、ホットメルト接着法でエアダクトを生産するには、ダクトカーテンの研究開発及び接着設備の研究開発という二つの研究開発成果が必要であり、両方のいずれもが成功しない限り、ホットメルト接着法によってエアダクトを製造することは不可能であるからである。翟作仁はエアダクトカーテンの研究開発に参加していない。したがって、翟作仁が同生産技術の主要考案者であると認めることはできない。

2、奨励または報酬の認定

一審法院は、翟作仁の要求の主な根拠は、紡績研究院が1999年に鉄法鋁務局と締結した提携契約書であると判断している。この契約書によると、紡績研究院は元値で鉄法鋁務局にホットメルト式接着機一台を売却した。紡績研究院はなんらの収益を得ておらず、しかも紡績研究院は翟作仁が研究開発に参加したホットメルト式接着設備から直接的な利益を得なかった。翟作仁も紡績研究院が同成果の譲渡によって利益を得たことを証明するその他の証拠を提出していない。したがって、翟作仁の紡績研究院は奨励・報酬金を支払うべきであるという主張について、法院はこれを支持しない。

【二審】

1、奨励または報酬の認定

翟作仁の紡績研究院に対する奨励・報酬金の支払い請求は、紡績研究院が**当該設備を利用して利益を得たことを前提にするべきである**。既存の証拠によると、当該設備はいずれもコスト価格で売却されており、研究員はこれによって利益を得たことがない。買い手は同時に紡績研究院が生産したコーティングカーテンを購入したが、コーティングカーテンの買い手がすべてのコーティングカーテンを特許設備を利用してエアダクトカーテンを製造し、コーティングカーテンの利益が当該設備と完全に繋がることを証明する証拠は存在しないので、コーティングカーテンによって得た利益を設備の利益と同一視することはできない。また、翟作仁は紡績研究院がコーティングカーテン事業から利益を得たことを証明する十分な証拠を提出していない。同時に、研究院幹部と業務員がコーティングカーテンの売価のうち一定の割合を奨励金にあてることは翟作仁と直接な関係がない。翟作仁がこれをもって奨励を請求することには法的な根拠がない。よって、一審法院は関連法律の規定に基づけば、翟作仁による奨励・報酬金請求を支持しないのが正しい。

十二、陳所安と襄樊市乾泰磷化有限公司の職務技術成果完成者への奨励・報酬紛争事件

(2009)鄂民三終字第80号

(一) 事案の概要

原告・陳所安によると、乾泰燐化有限公司は元湖北省襄樊市化工廠の制度改変後に設立されたという。2004年12月18日、乾泰燐化有限公司は、陳所安が設計した生産装置及び工程技術を東華工程科技有限公司に譲渡した。陳所安は法院に訴訟を提起し、乾泰燐化有限公司が彼に科学技術成果の譲渡奨励を支払う判決を請求した。一審法院の裁定では、陳所安の起訴を棄却する判決を下した。原告はこれを不服とし控訴、二審法院は審理を通じて、職務技術成果の譲渡に関する奨励紛争は人民法院の受理範囲であるが、乾泰燐化有限公司と元湖北省襄樊市化工廠の間には権利義務の関係が存在しない。したがって、乾泰燐化有限公司は本事件の適格な被告ではなく、陳所安の上訴理由は成立しない。よって本法院はこれを支持しない。

(二) 法律問題

- 1、職務技術成果の譲渡による奨励紛争は人民法院の受理範囲であるか否か
- 2、被告が適格か否かの問題

(三) 裁判官の意見

- 1、職務技術成果の譲渡による奨励紛争は人民法院の受理範囲であるか否か

『契約法』第三百二十六条第一項と『最高人民法院民事事件案由規定』に基づく、職務技術成果の完成者への奨励・報酬をめぐる紛争は、人民法院の受理範囲に属す。一審判決では、奨励が事業者と従業員の内部関係であり、人民法院の受理範囲ではないとの認定がなされたが、これは関連規定を違反しているため、二審法院では法に従い是正した。

- 2、被告は適当な資格を持つか

元湖北省襄樊市化工廠が分け与えられた土地使用権及び不動産を使用して補償、安置を行い、資産を再編し、会社の制度改変により乾泰燐化有限公司となったことについて、二審法院では、本件における元湖北省襄樊市化工廠が分け与えられた国有地の使用権は破産・債務返済の宣告時に直ちに湖北省襄樊市人民政府により回収されており、乾泰燐化有限公司は湖北省襄樊市国土資源局と『国有地使用権譲渡契約書』を締結し、土地使用権譲渡金を支払う方式によって同土地の国有地使用権を取得した。さらに、乾泰燐化有限公司が支払った土地使用権譲渡金のすべては湖北省襄樊市化工廠の従業員の安置に使用されていた。よって、乾泰燐化有限公司と元湖北省襄樊市化工廠の間には権利義務関係が存在しない。

十三、東莞威霸清潔機材有限公司と被控訴人朱瑞震職務発明人、考案者報酬紛争案

(2007)粵高法民三終字第229号

(一) 事案の概要

朱瑞震は1998年7月1日に威霸公司に入社し、同社工務部マネージャーを担当した。2006年2月に朱瑞震は辞職して同社を離れた。朱瑞震は、同氏が本件に関する16件の実用新案特許と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者であると主張した。一審法院は被告・威霸公司に対し、朱瑞震の職務創造報酬を支払うよう命じる判決を下した。威霸更新は一審判決を不服として控訴し、一審の判決の取り消しを請求した。

(二) 法律問題

- 1、朱瑞震は事件にかかわる16件の実用新案と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者か
- 2、本件に関する意匠特許は実施されたか否かについての認定
- 3、威覇公司是朱瑞震に報酬を払ったか
- 4、威覇公司是朱瑞震にいくらの報酬を払うか
- 5、証拠問題：従業員は会社のために証言する説明力の問題、会社は報酬の証明を挙げる責任を払うかの問題

(三) 裁判官の意見

【一審】

- 1、朱瑞震は事件にかかわる16件の実用新案と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者か

朱瑞震が提供した特許検索報告公証書は、同氏が本件に関する16件の実用新型と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者であることを示している。威覇公司はこの証拠の真実性に異議がなかったため、法院はこれを根拠に朱瑞震は本件に関する16件の実用新案特許と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者であることを認定した。威覇公司是李新口と姜振成の書面説明書をもとに朱瑞震は本件特許の共同発明者ではないと抗弁した。李新口と姜振成は威覇公司の従業員であるため威覇公司与直接的な利害関係がある。また同二名は証人として出廷しておらず、その他の証拠も存在しないことから、法院は朱瑞震側の主張を支持し、朱瑞震が本件に関する16件の実用新案特許と意匠特許の職務発明創造の共同発明者、考案者であることを確認した。

- 2、本件に関する意匠特許は実施されたか否かについての認定

意匠特許の保護範囲は図または写真中の意匠特許製品を基準とする。そのため威覇公司が本件に関する意匠特許を実施したか否かは、威覇公司の製品を図または写真中の意匠特許製品と比較し、それが同一または類似しているかを根拠として判断するという方法を取る。

威覇公司是ウェブサイトの宣伝や製品宣伝カタログは販売の意向を示すにすぎず、生産・販売のための特許実施行為そのものにはあたらないと主張した。法院は企業自身が経営する場所で製品口情報を発表する行為は販売行為の重要な一環であると考えている。したがって、上記の主張を支持しない。法院は、実用新案を実施したか否かについては実用新案の権利請求の範囲、説明書の図面や要約及び威覇公司の製品写真のみをもって判断することはできない。実用新案特許の保護範囲は権利要求書の内容を基準とし、説明書と図は権利要求の解釈に使用する。しかし威覇公司製品実物の証拠がない場合、比較を通じて威覇公司の製品において当該実用新案が実施されたか否かを判断することができない。よって法院は、朱瑞震は本件に関する8件の実用新案が威覇公司によって実施され、生産・販売に利用されたことを証明する証拠を挙げるができなかったため、挙証不可能によって招いた不利な結果についてその責任をおわなければならない、と判断した。

- 3、会社は報酬を払ったか

威覇公司是朱瑞震に職務発明創造、考案者を対象とする報酬を支払ったのかという問題について、威覇公司是挙証責任を負うべきである。

- 4、企業は報酬支払額の認定結果

『中華人民共和國特許法實施細則』第七十五條「特許權を授与される国有企業事業單位は特許權の有効期限内において、發明創造の特許が實施された後、毎年、同發明または實用新案特許の實施により得られた營業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の實施により得られた營業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として發明者または考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で發明者または考案者に報酬を与えなければならない。」、さらに第七十七條「上記の奨励金と報酬の規定は中国のほかの單位も参照して實行することができる。」と規定されている。したがって法院は上記規定の比率で意匠特許考案者の報酬を計算する。

5、税引後利益の確定問題

法院は、威霸公司是實際の生産・販売主体として、各類製品の生産・販売状況を自ら掌握していたので、威霸公司是各種特許製品を生産・販売し利益を得たことについて。威霸公司是挙証不能によってもたらされた不利な結果の責任を負担しなければならない。威霸公司是朱瑞震が提出した『外国投資企業台灣・香港・マカオ投資企業年に1度の定期検査報告書(2004年度)』に異論はなく、法院はこの証拠の関連性と真実性、合法性を確認した。『最高人民法院の民事訴訟に関する若干規定』第七十五條、「一方の当事者が証拠を持っていながら正当な理由がなく提供を拒んだことを証明する証拠があり、相手側当事者がこの証拠の内容が証拠保有者にとって不利な内容であることを主張する場合、この主張は成立するものと推定することができる。」と規定される。したがって、法院は朱瑞震が提供した『外国投資企業台灣・香港・マカオ投資企業共同年度検査報告書(2004年度)』中に記載される2004年度税引後利益総額、即ち1454,71万元にもとづいて意匠特許の考案者の報酬を計算することを支持する。また、朱瑞震は本件に関する7件の意匠特許の共同發明者であるので、考案者内部で特別な取り決めがあることを示す証拠がない場合、その報酬金額は総報酬額を共同考案者の人数で割った値とする。本件に関する7件の意匠特許の共同發明者はいずれも4名で朱瑞震が得るべき報酬は総報酬額の1/4を占める。このほか、朱瑞震は威霸公司の支払い期間は同氏が起訴をした時点から二年前までさかのぼって計算するべきであると主張しているが、この主張は、『中華人民共和國民法通則』第一百三十五條の訴訟時効に関する規定を満たしており、法院はこれを支持する。

【二審】

1、事件をまとめて処理することはできるか

本案は職務發明創造考案者の報酬をめぐる紛争であり、16件の特許に関連する。しかし法律、行政法規及び司法解釈には、特許権紛争は特許権の件数をもとに審理と提訴を行わなければならないとの規定は存在しない。實際の判決において、法院は特許権の實情にもとづいて審理と提訴を確定する。したがって本案において、原審法院は原告・被告間で複数の特許権に関連して発生した職務發明創造考案者の報酬についてまとめて審理することは、当事者にとって便利であり、また当事者の訴訟権を損なうことはなく、順序も不適切な所がない。

2、案件に関する意匠特許を實施したかどうかの認定

本案は特許権侵害紛争ではなく、威霸公司の特許実施行為に対する認定をめぐる事案である。そのため、会社のウェブサイトの製品広告図及び意匠特許の写真の比較に基づいて、威霸公司が意匠特許を實施したことを確認する。この認定は十分な合理性をもっており特

許法の規定に相反しない。

3、企業の報酬の支払う問題

同じ理屈に基づいて、威霸会社が本件に関する7件の意匠特許の実施による利益（税引後）に関する証拠は同社が所有しており、同社は原審判決における報酬計算には誤りがあったと主張するが、本件に関する7件の意匠特許の実施に関する実際状況を示す証拠を提出していない。そのため法院は法律で規定する計算基準に基づいて報酬金額を算出することができない。挙証不可能によってもたらされた不利な結果については威霸会社がその責任を負わねばならない。原審判決の根拠となった同社2004年度税引後利益にもとづいて職務発明創造考案者報酬を計算することは関連行政法の規定に合わないが、法院に対しほかのデータが提供されなかったこと、また法院は必ず判決をくださなければならないことを理由に、原審判決において『中華人民共和国民法通則』第四条の公平原則にもとづいて10万元の支払いを命じたのは合理的であるといえる。

同社が朱瑞震に支払った10万元の性質問題については、支払証明にこの代金の補償金としての性質が記載されていないため、会社もこの代金に本件の報酬が含まれていることを証明できない。朱瑞震もまたこの証拠の内容を認めない。したがって威霸会社の控訴について、法院はこれを支持しない。

証拠問題

1、従業員が企業のために証言する場合の証明能力の問題

威霸公司是李新口と姜振成の書面説明書によって朱瑞震は本件特許の共同発明者ではないと抗弁した。李新口と姜振成は威霸会社の従業員であるから、威霸会社とは直接的な利害関係がある。しかも証人として出廷しておらず、その他の証拠も存在しない。したがって法院は朱瑞震の主張を支持した。

2、企業による報酬支払いについての挙証責任の分配問題

威霸公司から朱瑞震への職務発明創造の共同発明者、考案者を対象とする報酬の支払いの有無に関しては、威霸会社が挙証責任をおわなければならない。

十四、劉法新と済源市農業科学研究所の技術成果完成者に対する奨励金をめぐる紛争事案

(2009)豫法民三終字第75号

(一) 事案の概要

劉法新は農業技術研究所副所長である。劉法新は2004年1月24日に農科所が合肥豊楽公司与合意で得た450万元の技術譲渡所得は関連規定によってその25%の奨励金を支払う。そのため、2004年9月26日に済源市中級人民法院に訴訟を提起し、農科所に対し67.7万元の奨励金を払うことを請求した。その後劉法新は請求定額を引き上げ、農科所に対し112.5万元の奨励金を払うことを請求した。2009年3月26日、済源市中級人民法院は一審民事判決を下したが劉法新と農科所はいずれもこれを不服とし、河南省高級人民法院に控訴を提起した。

(二) 法律問題

1、農科所は劉法新に奨励金を支払うべきか、金額をどう確定するか

『科学技術成果転化促進法』の規定によると、奨励の金額を取り出す対象は技術譲渡によって得た純収入である。技術譲渡によって得た純収入は譲渡側が技術譲渡契

約によって得た技術譲渡収入から試験、交通、労務、文書作成などの費用を差し引いた純技術所得を指している。農科所は2004年1月24日に合肥豊楽公司との合意によって得た450万元は2つのトウモロコシの品種の価値の要因に関係があるだけでなく、済源豊楽公司の経営時の状況と解散時の資産、債権、債務などにも関係がある。450万元の全てが純技術所得であるとは認めず、また技術譲渡純収入奨励の分配対象者は植物科学技術完成者と成果転化に貢献したその他の人員を含めるべきである。劉法新は科学技術完成者であるが、他の者は明確ではない。そのため、具体的な奨励金額、分配に参加する人員の数いずれも確定しようがない。一審法院が確定した奨励金額は不適切とはいえない。

十五、四川大学と被控訴人王成俊の職務発明奨励金をめぐる紛争事案

(2005)川民終字第394号

(一) 事案の概要

平成11年6月26日、四川大学と四川禾嘉股フェン公司の技術成果(優良小麦新品種)の所有権侵害紛争事件は、平成11年8月17日、両方は合意書をサインし、四川大学が訴訟を取下げた。禾嘉股フェン公司は一次に四川大学に600万元を支払うことが合意書に載っている。平成16年9月6日、王成俊は四川大学が『科学技術成果転化促進法』による、彼に補償金と奨励金を支払うべき旨を主張して、成都市中級法院に訴訟を提起した。一審判決は四川大学が王成俊に報酬120万元を支払うこととした。四川大学は一審判決を不服として、四川省高級法院に控訴を提起し、二審法院は、審理を経て、報酬を50万元とする判決がくだされた。

(二) 法律問題

1. 四川大学が禾嘉股フェン公司からもらった600万元は『科学技術成果転化促進法』の規定を適用できるか。
2. 王成俊は無断で印章を刻み、禾嘉股フェン公司と協議を結び、禾嘉股フェン公司の権利侵害行為を招きた。過失責任があるため、奨励金を剥奪されるか。
3. 時効についての問題。
4. 科学技術成果奨励金の金額についての問題。

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 四川大学が禾嘉股フェン公司から受け取った600万元は『科学技術成果転化促進法』の規定を適用できるか。

問題一：適用できるかどうか。

四川大学は、禾嘉股フェン公司からもらった600万元が賠償金であり、両方間の科学技術成果技術譲渡、または使用許可で転化所得ではないと主張する。でも、法院は、協議書の内容から見ると、この協議書は、四川大学と禾嘉股フェン公司の小麦品種科学技術成果転化協議である。ですから、600万元は科学技術成果譲渡費である。王成俊はあの科学技術成果に大きく貢献をした研究者として、法律に照らして奨励金を得る権利があると認定した。

問題二：割合はどのように決めるか。

王成俊は、奨励金が平成13年3月30日に通過された『四川省科学技術成果転化促進

条例』の規定によって、25%の割合で支払うと主張する。原審法院は、四川大学が600万元をもらった時間は平成11年8月20日だったから、平成8年10月1日に採用された「成果转化法」を適用すると認識し、王成俊の25%の割合で支払う旨の主張は認容できない。

2. 王成俊が無断で印章を刻むこと。

王成俊は無断で印章を刻み、禾嘉股フェン公司与協議を結び、禾嘉股フェン公司の権利侵害行為を招きた。過失責任があるため、奨励金を剥奪されるかの問題につき、原審法院は認容できない。その理由は、四川大学の主張した王成俊が許可を得ず、印章を刻み、協議を結び、禾嘉股フェン公司の権利侵害行為を招きた法律責任は、王成俊が主張した科学技術成果の権利とは排斥ではなくて、異なり法律関係である。四川大学の主張は本件の審理範囲に入っていないから、本件に審理却下し、四川大学の抗弁理由は成り立たない。

3. 時効についての問題。

四川大学は、王成俊が奨励金を求める根拠は平成11年8月17日の合意書、このため、時効期間は『技術契約法』第五十六条の規定するように1年間であり、王成俊が訴訟を提起した時、時効はすでに過ぎていた。原審法院は、『技術契約法』第2条に、本法は法人間で、法人と公民の間で、公民間で締結、技術の開発、譲渡、情報提供及びサービスに関して、民事権利と義務を確定する契約に適用する。王成俊はこの合意書の当事者ではないし、彼は四川大学と契約関係もない。本件において王成俊は『成果转化法』の規定に基づいて奨励金を求めた。この理由で、時効の規定は『技術契約法』ではなく、『中華人民共和国民法通則』（以下、『民法通則』という）を適用する。よって、王成俊は平成16年9月6日に訴訟を提起した時、時効はまだ過ぎておらず。四川大学の時効経過の主張は成り立たない。

【二審】

1. 時効についての問題。

二審法院は時効が完成していない理由を補足した。王成俊がかつて朱鎔基と四川省人民政府に手紙を書き、四川大学に対し奨励金を支払うよう要求した。これは職務発明奨励金権利の行使として認められて、時効の中断が生じた。

2. 科学技術成果奨励金の金額についての問題。

二審法院は原審法院、が600万元の賠償金がすべて科学技術成果譲渡費と認定することは誤りがあり、訂正すべきである。この600万元の賠償金は三つの部分から構成されている。つまり、一、四川大学の名称侵害賠償金；二、小麦技術品種の侵害賠償金；三、禾嘉股フェン公司はこの小麦技術への資本投入。そこで、本法院は、小麦技術の科技含量、四川大学のブランドベネフィット及び訴訟費用などの要素を考えた結果、小麦譲渡所得はただ600万元の4割を占める。即ち、科学技術成果譲渡費は240万元である。そして、「成果转化法」が規定する割合によって、王成俊に奨励金を支払う。

十六、山東淄博新華肯孚製薬有限公司と被控訴人方長明職務発明の発明者報酬紛争事件 （2005）魯民三終字第26号

(一) 事案の概要

新華肯孚公司是中外合資經營企業である。1999年に「窒素を含む有機アルカリ」の発明特許を出願し、また2002年12月6日に授権された。特許番号はZL99120404.2である。発明者は方長明、陳舒明であり、特許権者は新華肯孚公司である。新華肯孚公司是2003年2月17日に当該特許について、方長明に1600元の奨励金を支給した。新華肯孚公司是2002年二人の請負業者を授権し、本件に関して特許を使って、DBUの回収生産加工をさせられた、製品は新華肯孚公司に売った。2003年度、新華肯孚公司是35.36トンのDBUを回収した。方長明は法院に訴訟を提起し、割合で特許を実施した報酬を求めた。二審判決は、新華肯孚公司が奨励金を支払った理由として、方長明は報酬を求められないという抗弁は成り立たない、新華肯孚公司是方長明に15436元を支払うとする。新華肯孚公司是原審判決を不服として、山東省高級法院に控訴を提起し、二審法院は、審理を経て、原審判決の事実の認定と法律の適用は正しいから、支持されます。新華肯孚公司の上訴理由は根拠足りないから、成り立たないと判決する。

(二) 法律問題

1. 奨励金と報酬の関係。
2. 中外合資經營企業の法律適用。
3. 報酬金額の確定。

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 奨励金と報酬の関係。

法律規定から見ると、職務発明者の貢献を奨励するため、奨励は奨励金と報酬二つの方法で職務発明者に支払うことになっている。職務発明者は奨励金をもらった後、企業は特許を実施すれば、別に割合で職務発明者に報酬を支払うべきである。奨励金と報酬はたがいに衝突するものではない。

2. 中外合資經營企業の法律適用。

新華肯孚公司是自分が中外合資經營企業であるから、『特許法実施細則』第七十五条の規定は適用できない。しかし、新華肯孚公司是中国国内の中外合資經營企業であるから、中国国内のその他の団体に属する。中国において民事紛争が起こした場合、中国の法律を適用するべきである。

3. 報酬金額の確定。

本特許を利用した税引後利益から割合を決める。税引後利益は69.9万元である。

原告が新華肯孚公司に対し69.9万元を基数として、15年分の報酬として一定の割合を一括で支払うよう求めた請求について、原審法院は、報酬は特許権の有効期限における特許実施によって得た税引後利益をもとに計算するが、特許権の不安定性に考慮すると、本特許は2019年12月2日まで、常に有効な法律状態を維持できる保証はない。そのため、被告が賛同しないのであれば、本主張を支持しないとの見解を示した。

【二審】

報酬金額は適当かどうかについての問題。

2002年は2003年度の純利益で推算するのは適当か。

2002年度の純利益を証明する証拠は足りないから、原審法院は本件の具体的な状況を明らかにし、2003年度の純利益から2002年と2004年の純利益を推算し、法律規定最小限度の2%で報酬を計算するは、本件の実際状況に適合しており、法律に違反しておらず、不当はないと判断した。

2. 原審法院は当事者の請求の範囲を超えて審決したと訴訟費用の負担は適当かどうかについての問題。

第一、原審法院は当事者の請求の範囲を超えた判決を下したか。

本件の方長明の請求をみると、彼の計算根拠は毎年の税引後純利益の2%であるので、方長明が要求したのは奨励金ではなくて報酬であることは明白である。原審法院は方長明の請求と理由に基づき、本件の具体的な状況をふまえ、彼が報酬請求を部分的に支持したのは不当ではなく、また当事者が請求した範囲も超えていない。

第二、訴訟費用の負担は適当であるか。

法律の規定に、訴訟費用は、敗訴した当事者の負担とする。具体的な金額は法院が事件の状況にもとづいて確定する。本件では方長明の請求が全て支持されたわけではないが、事件は主に新華肯孚会社に起因するものであった。したがって原審法院の新華肯孚会社が大部分の訴訟費用を負担するという判決に不当性はない。

十七、重慶長江塗装機械工場と被控訴人石孝冰、陳璐、陳磊職務發明報酬紛争事件 (2005)渝高法民終字第9号

(一) 事案の概要

重慶長江塗装機械工場は本件に関する特許の特許権者であり、陳前は本特許の考案者である。原告の石孝冰、陳璐、陳磊は原審法院に訴訟を提起し、陳前の職務發明報酬の相続を求めた。原審法院は、審理を経て、その報酬は財産権として、合法的な相続人を承継すべきである。被告は一次に原告に特許実施報酬251566.24元を支払う旨の判決を下した。重慶長江塗装機械工場は原審判決を不服として、本法院に控訴を提起し。二審法院は審理を経て、一審判決を部分的に訂正すると認定、控訴人の重慶長江塗装機械工場に対し被控訴人に特許実施報酬74931.47元を支払うよう命じた。

(二) 法律問題

1. 報酬の相続権。
2. 報酬金額の確定と支払い。

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 報酬の相続権

職務發明報酬は法律的な財産権として、陳前の合法的な相続人を承継すべきである。

2. 報酬金額の確定

原審の会計監査と評価レポート及び陳前が生きていた時、被告の工場への寄与などの要素によると、報酬は6%で、一括で考案者の陳前に支払うのは合理的である。このほか、被告は陳前に年度技術進歩賞、特許褒奨励金を与えたが、これは本当の合理的報酬ではなく、被告が特許法実施細則の規定に基づいて支給する奨励金である。

被告が訴訟中に特許権を放棄した行為は、陳前の報酬取得権には影響しない。

【二審】

1. 2004-2009年の報酬を一括で支払うかどうかの問題。

本法院は、法律では発明者に一括で報酬を支払うと規定されているが、本件に関する特許は2003年に終了しており、特許権の技術は公知になったと認識する。法律規定により、報酬の受け取りは特許権の有効期間のみである。特許権が失効した後、関連特許権が使用されても、発明者は報酬を得る権利がない。

重慶長江塗装機械工場の特許権を放棄した行為には主観的な悪意があるか否か、その放棄行為は無効であるか否かについて、法院は次のように判断した。特許権は対世権（絶対権）である。権利人は法律の禁止規定を違反しなければ、自分の意欲で権利を支配できる。職務発明特許権者は権利を行使する時、発明者の利益に触れることはあるが、両方の権利は対等ではない。発明者の権利が実現できるかどうかは、特許権者の特許権行使方式によるが、強い依附性がある。

2. 特許報酬の支給割合についての問題。

二審法院は、2001年7月1日以前に施行されていた『特許法実施細則』第七十二条は、実用新案特許の実施報酬を特許実施による利益（税引後）の0.5%-2%とする、と規定しており、一審判決が1999年、2000年、2001年の割合を6%と認定したのには法的な根拠が無いと判断している。重慶長江塗装機械工場は2%の割合でこの三年間の特許奨励金を陳前に支払った、陳前も領収した、この点には異議が無い。本法院はその割合を認可する。しかし、この三年間についての報酬計算方法は正しくない。**報酬計算の実用新案特許を実施した税引後利益にもとづいて計算するべきであり、全工場の年度純利益にもとづくべきではない。本法院はこれを訂正する。**

一審判決は2002、2003年度の特許報酬の支給割合を6%と認定した。法律の規定を違反しているが、二審法院では支給割合をこれよりもやや引き上げることが認定された。本法院はこの点について次のような見解を示している。(1) 2002、2003年の時点で陳前と重慶長江塗装機械工場の間の特許報酬について合意はなかった。重慶長江塗装機械工場は、特許実施報酬を規則化する成文の制度があることを証明する証拠を提出していない。(2) 1993年時点で施行されていた旧『特許法実施細則』は、実用新案特許の実施報酬は特許実施による所得（税引後）の0.5%-2%であるが、2001年7月1日から施行されている『特許法実施細則』はこの割合の最小限は2%と規定されている。重慶市人民政府が2001年に制定した「重慶市実施西部大開発若干政策措置」によると、職務技術成果の発明者を奨励するための、報酬の支給割合の最小限度は職務技術成果の実施による純利益（税引後）の10%である。前述法律と奨励政策の制定は、中国の特許発明者の保護を奨励し、科技者の積極性を引き出し、発明創造を促進する意志を示している。(3) 発明者の陳前は柱式回転ノズルの設計と試験製造に大きく貢献しており、この特許製品は重慶長江塗装機械工場に多くの経済利益と社会効果をもたらした。(4) 重慶長江塗装機械工場は特許存続期間が満期になる前に特許権を放棄し、事実上陳前が受け取るはずであった報酬を剥奪した。そのために、本法院は2002、2003年度の特許報酬の支給割合を10%にするのが正しいと判断した。

3. 特許技術が特許製品に占める割合を考量するか否かについて問題。

本件に関する特許の権利請求の範囲と重慶長江塗装機械工場の特許製品を比較した結

果、特許製品は権利請求の範囲の技術特徴を完全に再現し、特許製品のひとつの部品との接続方法は権利請求の範囲の対応部位と仕組みが完全に対応している。権利要求書に載っていない唯一の六角鋼連結ナットも特許明細書と附図に現れており、これらは特許技術の実現に不可欠な部分である。本法院は、重慶長江塗装機械工場が生産した柱式回転ノズルは全て陳前の設計に基づいて製造したものであり、特許技術案以外の部品と仕組み追加されていない、したがって重慶長江塗装機械工場の特許技術が特許製品に占める割合を計算にいれよとの主張は成立しないと判断した。

十八、中国嘉陵工業股フェン公司（集団）と控訴人・唐開平、原審における第三者・劉建国の職務発明創造の考案者に対する報酬をめぐる紛争事案

（2008）渝高法民終字第246号

（一）事案の概要

一審原告の唐開平は以前嘉陵公司の従業員であった。2004年7月15日、嘉陵公司は別の会社二社と共同で「オートバイ用の高性能イグニッションシステム」という実用新案特許を出願、2006年1月25日に特許権を取得しており、唐開平は共同考案者である。嘉陵公司は本件に関する特許を使用してオートバイ生産を始めて以降、職務考案者に報酬を支払わなかったため、唐開平は訴訟を提起した。一審は、嘉陵公司に対し職務特許技術の実施によって得た利益をもとに、法律で規定される割合に従って唐開平に相応の報酬を支払うよう命ずる判決を下した。嘉陵公司及び唐開平はいずれも一審判決を不服として、重慶市高級法院に控訴を提起したが、二審は原判決を維持した。

（二）法律問題

1. 唐開平の職務考案過程における貢献程度の問題
2. 嘉陵公司は本件に関する特許を実施したか否か
3. 嘉陵公司は唐開平に報酬を支払うべきか否かについて、及び報酬の計算方法
4. 唐開平は嘉陵公司に対し、本件に関する特許権の放棄、終了、無効紛争が生じた場合に、特許権を共同で保護する旨を通知するよう要求したが、この主張は成立しうるか

（三）裁判官の意見

【一審】

1. 唐開平の職務考案過程における貢献程度の問題

一審法院は、嘉陵公司が提出した関連技術資料は、特許出願後の会議記録、技術検査記録等であり、唐開平はこれらに参加していないか、あるいは「校正」の箇所¹に署名・捺印をしているだけであり、同氏が当該特許の考案過程において行った具体的な業務及び業績が直接反映されていない。また考案者としての名前の序列が後ろの方であることは必ずしも貢献度が低いことを意味しない。このほか、唐開平の嘉陵公司における職位は劉建国よりも低く、プロジェクトの立ち上げが劉建国から提出された等々の事実は、いずれも特許の考案過程における唐開平の実際の業務状況を示すには不十分である。唐開平の具体的な貢献度を証明するに足る証拠がないため、法に基づき同氏と劉建国で報酬を等分すべきであると推定される。

2. 嘉陵公司は本件に関する特許を実施したか否か

一審法院は、被告は特許製品である高性能イグニッションシステムを直接製造、販売し

たわけでないが、高性能イグニッションシステムの組立て及びオートバイへの取り付けを行っており、この特許製品の市場価値がオートバイの市場価値によって実現されることから、被告の行為は特許製品の製造、販売であり、明らかな特許実施行為であると判断した。また、嘉陵公司是本件に関する特許に技術的欠陥があり、使用後まもなくして重要な改良を行ったと弁明している。しかしそれは単に嘉陵公司在特許実施過程において、技術の不備によって収益面で影響を受けたことを証明しているだけであり、嘉陵公司在すでに本件に関する特許の実施を停止していることの証明にはならない。

3. 嘉陵公司是唐開平に報酬を支払うべきか否かについて、及び報酬の計算方法

はじめに、特許の実施によって得た利益はオートバイの利益中に含まれるが、唐開平は異なるオートバイの価格差によって特許がオートバイにもたらした利益を確定するという方法、事実根拠が欠如する。異なるオートバイの値段差は多種の要素に制約されるから、唐開平が提出したオートバイの利潤計算は支持されない。本特許に関するオートバイとイグニッションの利潤は会計監査で評価されないが、このイグニッションは市場で通用する製品ではないが、実現するファンクションは点火プラグのファンクションである。イグニッション自身の利益率に基づき、特許の先進性とオートバイの値上りを考え、職務特許の報酬を決める。

次に、嘉陵公司和吉力、力華公司的製品売買の契約と値段協議等により、高能イグニッションに用いるマグネットと点火プラグ部品等の価値は百元に足りない、点火プラグの平均利益率は約3%—5%である。高能イグニッションの利益率はこれに基づき、特許の先進性とオートバイの値上りを参考にして決める。特許製品の数量は007点火プラグの数量である。007点火プラグは高能イグニッションの専用点火プラグであるから、数量上は対応する。しかも、唐開平は計算する時、返却の数を差し引いた。支払うべき報酬の割合について、『特許法実施細則』に、实用新案特許の実施報酬割合の最小限は特許を実施した税引後利益の2%であると規定している。唐開平は6%で計算し、その半分を求めるのは、著しい不当がないから、支持される。一審法院は前述事実を根拠として、“値段×利益率×数量×報酬割合”の公式で計算した結果、被告の嘉陵公司在唐開平に支払うべき報酬は2万元である。

4. 唐開平は特許権の放棄、終了、無効紛争が起こる時、嘉陵公司是彼に通知し、共に特許権を守ると主張した、この主張は成立できるか。

一審法院は、特許権の放棄、終了、無効紛争の処理は、特許権者が彼の知的財産権処分権についての問題である。唐開平は職務考案者として、この特許への権利は法律的に報酬と奨励をもらう権利に限る。別に約束があるはともかく、唐開平は特許権の処分について、嘉陵公司、ほかの特許権共有者に要求を提出する、干渉する権利及び影響を与える権利はない。

【二審】

二審法院は以下の点を補足した。

嘉陵公司是唐開平に報酬を支払うべきか否か。

本法院は、嘉陵公司在オートバイの製造、販売の税引後利益はマイナスと主張する時、証拠を提出するべきだ、でもことを認めるに足りる証拠はない。一審法院は、税引後利益はマイナスと認定しないには誤りない。支持すべきであると認識する。

十九、翁立克と控訴人・上海浦東伊維燃油噴射有限公司の職務発明考案者に対する報酬金をめぐる紛争事案

(2008)滬高民三(知)終字第23号

(一) 事案の概要

原告の翁立克は本件に関する特許の第一完成者及び主な貢献者である。2003年11月1日、上柴公司与伊維公司是契約を締結し、本件に関する特許を無償で伊維会社に譲渡することとなった。2003年11月4日、伊維公司是第三者の上海電装燃油噴射有限公司(以下、電装公司という)と協定を締結し、電装公司在伊維会社に250万元の入門費と製品の純売上高の4%をロイヤリティとして支払うこととなった。よって原告は法院に訴訟を提起し、両被告に対し職務発明特許の使用許諾料として職務報酬を支払うよう要求した。一審では、原告の翁立克に相応な報酬を支払うよう命ずる判決が下された。翁立克と伊維公司はいずれもこれを不服として、上海市高級法院に控訴したが、二審法院は控訴を棄却し、原判決を維持した。

(二) 法律問題

1. 翁立克は本件に関する特許の職務報酬の請求権を有するか。
2. 上柴公司是報酬支払いの連帯責任を負うか否か。
3. 報酬の計算方法。
4. 見込み利益からも分け前を得ることが出来るか。

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 翁立克は本件に関する特許の職務報酬の請求権を有するか。

法院は、本件に関する特許の特許証書に記載される考案者が原告の翁立克であり、さらに両被告が提供した図面は本件に関する特許が上柴公司の従業員によって完成されたことを直接証明するものではないことから、原告は本件に関する職務発明について合理的な報酬を要求する権利を有すると判断した。

2. 上柴公司是報酬支払いの連帯責任を負うか否か。

技術使用許諾協定を締結したのは伊維公司であり、それによって収益を得たのも伊維公司である。上柴公司与伊維公司の間の特許権譲渡は、知的財産権の帰属問題を解決することを目的としており、他人に対し使用を許諾しておらず、原告も本件に関する職務発明は伊維公司在職期間中に完成させたものであることを認めている。したがって原告の上柴公司是連帯責任を負うべきとの主張について、法院はこれを支持しない。

3. 報酬の計算方法

問題となるのは主に報酬の計算期間、基数、報酬の割合の確定である。

期間について、一審法院は訴訟に関する二件の特許は2005年12月23日、すでに無効となっており、同二件の特許が法的に有効な状態であることを示す証拠がない場合、原告は被告の伊維公司に対し、特許権が無効を宣告される前の許諾使用料に基づく報酬のみしか要求することができないと判断した。

計算の基数の問題については、『P7、PE型ディーゼルオイル噴射ポンプ技術譲渡協定』の関連条項、補足された鑑定結果によって確定された割合及び本件に関する特許のP

7 ポンプ、P E ポンプにおける技術貢献率等から、噴射ポンプ組立技術の使用許諾料のうち本特許に関する費用を確定するべきできある。

報酬の割合について、『特許法実施細則』は最小限度を10%と規定している。一審法院は、原告が本訴訟を提起してまもなく、電装公司是専利複審委員会に訴訟に関する特許件の無効を宣告するよう求め、さらに被告の伊維公司是無効審判による無効決定の通知を受けてから3ヶ月間に特許権を維持するための有効な措置をとっていないなどの消極的な行為から判断すると、無効が宣告されたのには理由があり、この結果により原告は本件に関する特許の有効期間が満期を迎える前に継続的に普及、応用されることで発生した経済的利益を根拠として報酬を主張する権利を行使することができなくなっており、この点を考慮し、一審法院は報酬の割合を調整し、30%まで引き上げることにした。

【二審】

1、見込み利益からも分け前を得ることが出来るか。

控訴人の翁立克は見込み利益についても分け前の支給を行い、報酬の計算期間を本件に関する有効期間満了日の2011年4月まで延長するように要求した。特許法と特許法実施細則の規定により、発明者又は考案者の報酬としての特許使用料の分け前は、特許の実施によりすでに実現した利益の分け前であり、見込み利益の分は含まれない。よって、翁立克の主張には法的根拠がなく、法院はこれを支持しない。

二十、肖世普と煙台華魯熱電有限公司職務発明考案者の奨励、報酬金をめぐる紛争事案

(2006)魯民三終字第87号

(一) 事案の概要

肖世普は一審にて、同氏は華魯公司設備物資部部長を担当していた1991年～1995年の期間に同社副主任の卒群と共同でボイラーの灰の冷却装置を発明し、その後本特許技術を譲渡し、華魯公司是211306.27元を取得したと言明した。肖世普は華魯公司に報酬の支払いを要求したが、華魯公司是「譲渡費はまだ受け取っていない」として支払いを拒否し、譲渡費を取得後ただちに同氏に支払うと返答した。このほど肖世普は華魯公司が1994年の時点ですでに譲渡収入の211306.27元が同社の口座に振り込まれており、同社は11年間にわたってこの事実を隠匿してきたとして、法院に訴訟を提起し、華魯公司是同氏に特許譲渡収入から報酬金10565元と利息9000元を支払うべきであると主張した。一審法院は、肖世普が起訴した時、すでに2年間の訴訟時効を過ぎていたことから、同氏の請求を棄却した。二審法院は、明らかにした事実が原審と一致したことから、控訴を棄却し、原判決を支持した。

(二) 法律問題

1. 訴訟時効を過ぎているかどうかの判断

(三) 裁判官の意見

1. 訴訟時効を過ぎているかどうかの判断

煙台経済技術開発区熱力発電所工程指揮部は1991年9月25日に『灰冷却装置の科研成果に対する褒賞に関する決定』及び『灰冷却装置の科研成果の褒賞授賞対象者名簿』

を作成した。肖世普は同文書を見ていないと主張したが、同文書は煙台経済技術開発区熱力発電所工程指揮部に所属する各部門に下達されたものであり、肖世普の当時の職務から判断すると、同氏は褒賞の事実を認知していたと認定することができる。肖世普が自身の権利が侵害されたと判断するのであれば、訴訟時効は奨励金を受け取った時点から計算することになる。肖世普は訴訟時効に中断が生じた事由を証明することができない。したがって同氏の本件における請求は2年間の訴訟時効を過ぎており、法院は法的に基づきこれを支持しない。

二十一、上訴人・陳兆星と被上訴人・常州市卓雲精細化工有限公司、常州市孟河鎮廟辺村民委員会の科学技術成果に対する奨励金をめぐる紛争事案

(2004)蘇民三終字第123号

(一) 事案の概要

原告の陳兆星は一審訴訟において、同氏が本件に関する三つの科学技術成果の研究を完成した本人であること、卓雲公司是前述の科学技術成果を実施したにもかかわらずこれまで一貫して同氏に相応の奨励・報酬金を支払っていないことを訴え、卓雲公司与廟辺村民委員会に対し25万元の奨励金を支払うか、あるいは報酬を卓雲公司の6%の株に換算するよう命じるよう法院に請求した。一審法院は審理の末、陳兆星の請求を棄却する判決を下した。陳兆星はこれを不服として上訴した結果、二審法院では下記の判決が下された。一、一審判決を取消す、二、卓雲公司是陳兆星に10万元を一括で支払う、三、陳兆星のその他の請求を棄却する。

(二) 法律問題

1. 職務技術成果の認定。
2. 他の従業員より明らかに高い給与には支給すべき科学技術成果の奨励金が含まれているか。
3. 『民法通則』、『科学技術進歩法』、『科学技術成果転化促進法』の適用問題
4. (卓雲公司)は挙証期限を過ぎているか否かの認定。

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 職務技術成果の認定。

酸内エステル小試科学技術成果は華東工学院によって開発され、小河化学工場に譲渡されたものである。その後、小河化学工場の協力の下、華東工学院は酸内エステル科学技術を完成させた。よって、酸内エステル科学技術成果の成果権者は華東工学院であるべきである。陳兆星はその科学技術成果は同氏が自費で完成させたものであるため、同氏個人の非職務成果であると主張した。これを証明する証拠がないので、この主張は支持されない。酸亜鉛、酸ナトリウムの二つの科学技術成果の鑑定証明書は、陳兆星がそれ二つの科学技術成果の開発に参加していたことを証明しているため、陳兆星は酸亜鉛成果について奨励金請求権を有する。

2. 他の従業員より明らかに高い給与には支給すべき科学技術成果の奨励金が含まれているか。

1994年より小河化学工場と変更後の卓雲公司是陳兆星に、他の従業員よりも明らか

に高い給与を支払っている。その中に、支給すべき二件の科学技術成果の奨励金はすでに含まれており、さらに数年継続されている。よって卓雲公司は実際に陳兆星に対し支払う奨励金の支払い義務をすでに履行している。

【第二審】

1. 職務技術成果の認定。

本件に関する証拠を見ると、陳兆星は小河化学工場の任命を受けて酸内エステルの開発に参加している。よって小河化学工場は単に資金と設備を提供し、成果の研究を補助した協力組織であるだけでなく、華東工学院と共に、本成果の成果権者とみなされるべきである。陳兆星が開発に参加して完成させた酸内エステルについての成果は職務技術成果である。

2. 他の従業員より明らかに高い給与には支給すべき科学技術成果の奨励金が含まれているか。

第二審法院は、既存の証拠からは2.5万元の給与に科学技術成果奨励金が含まれていることを認定できないと判断した。その理由は、一審において双方のいずれもが2.5万元は給与あることを認めていること、そして既存の証拠からは、双方がその2.5万元の給与に科学技術成果奨励金を含めることについて過去に特別な取り決めをしたことを証明できないことである。

3. 『民法通則』、『科学技術進歩法』、『科学技術成果転化促進法』の適用問題

はじめに、本件は科学技術成果の完成者が成果実施者に科学技術成果奨励金の支払いを求めた紛争事案である。この種の事件に対する法律適用を考慮する時、まずはじめに明らかにせねばならないのは、実施者は科学技術成果の実施過程において当時の法律に従って奨励金を支払う義務を履行したか否かという問題である。履行しているのであれば、義務人がすでに当時の法律に基づいて奨励金の支給義務を合理的に履行しているので、その他の法律を適用するという問題は存在しない。逆に履行していないのであれば、立法の延長、法律の精神、成果の実施の期間等の要素から、どのような法律を適用するかについて考慮しなければならない。

次に、本件の事実について言うと、卓雲公司は奨励金支給の義務を合理的に履行したことを示す証拠はない。また、本件の最中において卓雲公司の成果実施行為は継続過程にあり、実施期間は『科学技術成果転化促進法』の実施前後に跨がっている。この点から言えば、『科学技術成果転化促進法』施行後、同社がなおも本件に関する科学技術成果を実施したのであれば、成果の完成者は現行の法律、そして完成者の権利保護にとって最も有利な法律に基づいて権利を主張することができる。よって、本件には『科学技術成果転化促進法』が適用されるべきである。しかし、既存の証拠では、『科学技術成果転化促進法』の関連規定に基づいて、卓雲公司の増加留保利益及び陳兆星が受け取るべき奨励金額を正確に計算することができない。これについて、本法院は、このような場合においては、2000年10月17日に江蘇省人大常委会にて可決された『江蘇省科学技術成果転化促進条例』の関連規定の適用を考慮しても良い、との見解を示した。

4. (卓雲公司)は挙証期限を過ぎているか否かの認定。

はじめに、一審法院が証拠目録に記載した受取日は一審の挙証期限内である。次に、一

審、二審において、卓雲公司是上記証拠の提出過程について合理的な説明をしている。即ち、まず郵便で法院に証拠を提出し、法院が証拠の受け取りを確認した後で卓雲公司是法院に出向き引継ぎ手続きを行った。三つ目に、卓雲公司在上記証拠を提出した目的は、改変された協議書中に本件に関する債務が含まれておらず、したがって卓雲公司是責を負うべきでないことの証明を試みることであったが、一審法院はこの点を考慮していない。

したがって卓雲公司是一審において挙証期限を過ぎていないと判断した。

二十二、上訴人・薛利民と武漢一枝花股フェン公司との職務発明、設計についての奨励・報酬をめぐる紛争案件

[2004] 鄂民三終字第10号

(一) 事案の概要

薛利民は実用新案「双錐形ドラム型洗濯機用粉洗剤成型装置」の考案者であり、1999年10月30日に国家知識産権局より当該実用新案の専利権を付与された。専利番号はZL98236117.3である。一枝花公司在職務発明に対する奨励・報酬を支払わなかったため、薛利民は武漢中級人民法院に対して提訴し、同社に対し相応の報酬を支払うよう要求した。一審法院は「薛利民が起訴したときすでに二年の訴訟時効を過ぎていた。しかし一枝花公司是現在もなお専利設備を使用して生産及び販売を行っており、よって薛利民が相応の報酬を受け取ることは法律の規定に適合するといえる。しかし報酬金額を計算する際には2年前までしか遡ることができない」との見解を示し、一枝花公司在薛利民に支払う報酬を4万元と裁定した。薛利民は一審判決を不服とし、上訴した。二審法院は、一枝花公司在支払う報酬額を6万元とする判決を下した。

(二) 法律問題

- 1、訴訟失効の問題
- 2、奨励・報酬金額の確定

(三) 裁判官の意見

- 1、訴訟失効の問題

『最高人民法院の専利紛争案件審理における法律適用問題に関する若干の規定』第二十三条の規定によると、専利権侵害の訴訟時効は2年であり、権利者または利害関係者が権利侵害行為を知った、または知ったと考えられる日から計算する。権利者が2年以上経過してから起訴する場合、権利侵害行為が起訴時点でなおも継続しているのであれば、権利侵害の損害賠償額は権利者が人民法院に起訴した日の2年前から推算する。本事案中の薛利民は起訴時にすでに二年の訴訟時効を過ぎていた。しかし一枝花公司はその時にいたってなお専利設備を使用して生産及び販売を行っており、よって薛利民が相応の報酬を受け取ることは法律の規定に適合するといえる。しかし報酬金額を計算する際には2年前までしか遡ることができない。

- 2、奨励・報酬金額の確定

同社は税務部門に対し所得税を納付していないので販売利益を確定することはできない。法院は他年度の販売状況を参照し、合理的な費用を控除したあと、原告が受け取るべき報酬額を確定した。

一枝花公司の弁明によると、薛利民が報酬を受け取るための前提となるのは同社が当該専利実施によって獲得した利益であるが、実際には同社は一貫して損失を出している状態であり、そのため報酬を支払っていないのだという。法院は、一枝花公司が所得税を納付していないというのは事実であるが、しかし、一枝花公司が本専利設備を使用して高付加価値の濃縮粉洗剤という製品を生産するときは利益を得ているはずであり、一枝花公司は元の企業の巨額の回収不能金から生じた利息を財務費用として粉洗剤製品の利益中に費用として割り当て、また管理費用を割り当てている。このやり方は間違っていないものの、これによって本専利件の考案者の利益が損害を被っており、また科学技術系従業員の企業の発展のためのイノベーションに対する積極性を奨励するのに有益でない。よって一枝花公司の弁明を支持しない。

【二審】

1、訴訟失効の問題について

薛利民は本事案は特殊な契約であると主張している。『民法通則』第八十八条第二項第(二)号の規定によると、訴訟時効は猶予期間が満了した時から起算する。すなわち、薛氏が一枝花公司に報酬を要求する主張の時効は2003年4月から起算する。法院は、当該項目を適用するにはまず、双方が書面または口頭でどのように報酬を支払うかについての契約または取り決めがあるという前提がなければならず、そのあとで当該契約の履行日についての取り決めについてみる。しかし本事案で明らかになった事実を見ると、各方がいずれも双方がかつて報酬の問題について契約または取り決め、さらには口頭での協定を締結したことを示す証拠を有していない。前提が存在しないのであれば、猶予期間の問題も存在しないわけで、薛利民の上訴理由は成立しえないのである。

薛利民は一枝花公司は報告表を送付するという行為は同社が報酬の給付義務について認めているものであり、訴訟時効はこれによって中断されていると主張した。法院は訴訟時効の中断を招く事由は必ず訴訟時効の期限内に発生しなければならないと、さもなければ時効は中断しないという見解を示した。

2、奨励報酬金額の確定

法院は一枝花公司が巨額の財務費用及び管理費用を粉洗剤製品の利益に割り当てるという方法をとっており、これ自体は問題はない。しかし、一枝花公司は当該専利製品を利用して生産、販売コストを削減した後、販売利益を得ていることに注意しなくてはならない。もし一枝花公司が当該専利製品を使用しない場合、当該製品に割り当てる関連費用はこれによってゼロになるわけではなく、その他製品に割り当てられるので、損失の総額には大きな変化がない。これに対して、一枝花公司は当該専利製品を使用して利益を得ることで、損失額を減少させており、さらに一枝花公司は一般の粉洗剤と当該専利装置を利用して生産された粉洗剤の、一定の時間内におけるコストや利益がそれぞれどのくらいであるのか等について証拠を示して、同社の財務費用及び管理費用を製品の販売総額に応じて割り当てており、この方法は生産コストや利益スペースの程度を無視して平均的に割り当てるといった問題を招いてしまう。さらに同社の関連財務費用及び管理費用はきょがくであり、当該専利の実施によって大きな利益を得たとしても、関連費用を割り当てられると、マイナスになってしまう可能性があり、これは明らかに専利職務発明者に対する奨励にとって不公平である。

二十三、王守傑と臨邑東君植物油有限公司（以下東君公司という）、杜風山、北京

中棉紫光生物科技有限公司（以下、中棉公司という）の科学技術成果の権利をめぐる紛争事案

（2010）民申字第975号

（一）事案の概要

王守傑と臨邑東君植物油有限公司（以下東君公司という）、杜風山、北京中棉紫光生物科技有限公司（以下、中棉公司という）の科学技術成果の権利をめぐる紛争事案は、山東省高級法院が2010年4月26日に（2009）魯民三終字第204号の民事判決を下し、同判決はすでに法的効力を生じている。東君公司は同院に再審を申立て、同院は2010年7月6日にこれを受理した。同法院は審査の結果、一、山東省高級人民法院が再審を担当する。二、再審中、原判決の執行を中止する旨を裁定を下した。

（二）法律問題

1. 職務発明の確定。
2. 写しは証拠とすることができるか。

（三）裁判官の意見

1. 職務発明の確定。

『中華人民共和國特許法実施細則』第12条では、「専利法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。」と規定されている。この規定によると、本件において王守傑が主張する化学分析と研究は一般的には必要ではない。よって、同氏は本件に関する実用新案特許出願の発明者とは認められない。王守傑が従事する「品質分析」業務は本件に関する工程すなわち発明特許出願技術の実質に貢献があるかについてであるが、同氏の「項目協調」業務は、発明創造の実質的な特点に対する創造的な貢献をする業務には属さない。「品質分析」業務は本件に関する三つの実用新案特許出願技術とは関係がない。王守傑が本技術の発明者であるかについては、関連研発過程と内容のさらなる究明が必要であり、また本件に関する工程の研究開発に化学分析と研究は必要であるか否かを考慮に入れて判定を行う必要がある。

証拠の問題。

1. 写しは決定的証拠となりうるか。

『最高法院民事訴訟証拠に関する若干規定』第69条は、原本、原物と照合できない写し、複製品は単独で案件の事実を認定するための根拠とする事ができないと規定している。単独に事件の事実を認定する根拠と認められないと規定しているにすぎない。本件に、上記の特許代理委託書は写しであるが、杜風山の署名及び德州市天科特許事務所有限公司の印章があり、さらに本件に関する工程の特許出願書類、特許出願者の詳しい情報等の証拠から、杜風山と德州市天科特許事務所有限公司が本件に関する工程の特許出願について、委託代理関係があることを証明できる。また王守傑は前述の特許代理委託書が偽物であることを証明するその他の証拠を有さない。このような状況下において、貴院が前述の特許代理委託書を写しであるということのみをもって証拠として採用しないのは不当である。

再審

二十四、羅楊鏡が広東鶴山市秦偉園林陶磁器有限公司を訴えた、職務発明の発明者、考案者の奨励金・報酬に関わる紛争事案

(2010)民申字第1611号

(一) 事案の概要

羅楊鏡は秦偉公司に勤めていた時、秦偉公司が提供した実物或は実物写真に基づき、鋳型を作った。本件に関して陶磁器噴水特許製品の鋳型の修正及び製作も行った。2007年2月4日、秦偉公司は羅楊鏡との招聘関係を解消した。羅楊鏡は本件に関する陶磁器噴水製品は自分が考案したものであることを理由として、一審法院に訴訟を提起し、秦偉公司に対し奨励金及び報酬の支払いを要求した。2009年2月16日、羅楊鏡は秦偉公司を被告として、広東省鶴山市法院に労働紛争訴訟を提起した。同法院は羅楊鏡の請求を棄却する判決を出した。羅楊鏡はこれを不服として、広東省江門市中級法院に控訴を提起し、同胞院は(2009)江中法民一終字第881号の民事判決により、控訴を棄却し、原判決を支持した。2010年10月12日、羅楊鏡は最高法院に再審の訴えを提起したが、最高法院は再審請求を棄却した。

(二) 法律問題

1. 職務発明者(考案者)の確定

(三) 裁判官の意見

【一審】

1. 羅楊鏡は上述四つの陶磁器噴水意匠の職務発明者(考案者)であるか。

本件に関する特許が羅楊鏡の職務発明創造に属するか、羅楊鏡が自ら研究開発によって考案したものであるかについては、**羅楊鏡がその挙証責任を負う**。羅楊鏡が提出した証拠を見ると、秦偉公司は契約によって羅楊鏡を招聘し、鋳型の創作・開発を任せた。しかし、双方は具体的にどのような製品の創作開発を行うのかについて明確に取り決めていないので、当該契約をそのまま本件に関する特許の開発委託契約であることは証明できない。さらに羅楊鏡が提出したその他の証拠は本件に関する特許との関連性が無く、本件に関する特許が同氏によって考案されたことを証明するには不十分である。したがって、本件に関する四つの特許が羅楊鏡による職務発明であるとする同氏の主張には前提が存在しない。

2. 秦偉公司は羅楊鏡に10000元の奨励金と報酬を支払うべきか。

羅楊鏡は自身が本特許の考案者であることを証明できないため、同氏が秦偉公司に奨励金及び報酬を支払うよう要求した請求は事実無根で法的根拠に欠けているので、支持しない。

【再審】

羅楊鏡は自身が本件に関する意匠特許の考案者であることを主張するのであれば、本件に関する意匠が同氏本人によって創作、完成されたことを証明する証拠を提出しなければならない。羅楊鏡が提出した証拠は同氏が本件に関する意匠特許の考案者であることを証明するには不十分である。

羅楊鏡は発明者または考案者が特許書類に署名をしていないことをもって同氏が発明創造の発明者または考案者でないと判断することはできないと主張したが、**特許書類中に同氏の署名がみられないからこそ、同氏は挙証によって自身が当該特許の考案者であることを証明する必要がある**のである。

羅楊鏡は自身の給与が下工序の技術工よりも高いことを強調した。しかし給料の高さが担当する業務の種類と関係があることを、同氏が本件にかかる意匠特許の考案者であることの直接的な証拠とすることはできない。羅楊鏡は特許権者の顧多智は商人であるから、実質に意匠を創造できないと判断している。しかし商人であるか否かは意匠の創造と必然的な関係を有しないので、同氏の主張は成り立たない。